

## 司法改革の定位（一）

濱野 亮

- 一 はじめに
- 二 民事事件の件数とその処理動向——司法改革の背景をなす一つの客観的条件
  - 1 民事事件新受件数の動向（以上、本号）
  - 2 民事事件既済件数の動向
  - 3 その他の動向
  - 4 小 括
  - 三 司法改革へ向けての諸潮流
  - 四 司法改革の位置づけ
  - 五 おわりに

### 一 はじめに

(1) 法制度、社会構造、法意識・法観念は相互に関係しあいながら、日本社会の法化過程を規定している<sup>(1)</sup>。現在進行中の「司法改革」ないし「司法制度改革」をめぐるダイナミックな動きは、法制度の次元において、様々な主体が、それぞれの利害と理念を伴って、改革を提案し追求することを通じて、日本社会の法化過程に関わっている

ものとして理解できる。

「司法改革」は、既にこれまで、弁護士が司法の現状を批判的に論じる際、しばしば援用されてきた概念であるが、<sup>(2)</sup>一九九〇年に、日本弁護士連合会が、新執行部（中坊公平会長）のもとで「司法改革に関する宣言」を行なって、司法改革をその基本的な運動方針に掲げて以来、対立をはらみつつも弁護士の側の運動を統合し導く象徴的理念の地位を獲得した。<sup>(3)</sup>さらに、一九九〇年代の政治・経済情勢の急速な変化のなかで、指導的経済人や経済団体、自由民主党をはじめとする政党政治家も、弁護士とは異なる価値、理念、イデオロギー、利害関心を伴い（その中核的政策目標・イデオロギーは「規制緩和」といってよいであろう）、かつ対立を内包させながら、「司法改革」ないし「司法制度改革」を求めるに至っている。

特に、一九九四年以降、動きが加速している。すなわち、一九九一年以来、法曹養成制度等改革協議会で、一九九五年を目的に、法曹増員を中心の争点として法曹三者以外の「外部委員」<sup>(4)</sup>を交えた協議が進む過程で、法曹側とりわけ弁護士（日弁連）の消極的姿勢が批判的視線を浴びつつあったところ、一九九四年六月、経済同友会が『現代日本社会の病理と処方』を公表し、法曹人口大幅増員、法律扶助制度の充実、「抜本的司法改革」（「司法改革推進審議会（仮称）」の設置を含む）<sup>(5)</sup>を提案した。さらに、行政改革委員会（以下、行革委）が一九九四年一二月に発足すると、<sup>(6)</sup>以後、政府が、司法と法曹をめぐる「規制緩和」に公的に関与するに至る。一九九五年七月、行革委規制緩和小委員会が、法曹人口の大幅増加（司法試験合格者数一五〇〇人以上）を「規制緩和に関する論点」の一つとして公開、<sup>(7)</sup>同年一二月に行革委は「規制緩和の促進に関する意見（第一次）」<sup>(8)</sup>を公表し、司法を「規制緩和後」の「基本インフラ」と位置づけ、司法の機能の充実・強化を唱え、法曹人口の大幅増員を提案した。<sup>(8)</sup>政府は、以後、一九九六年三月の閣議決定「規制緩和推進計画の改訂について」<sup>(9)</sup>と、それを再改訂した閣議決定（一九九七年三月）<sup>(10)</sup>において、法曹人口の大幅増員の速やかな実施を目標として掲げ、さらに後者においては、法律事務所の法人化、

総合的法律・経済関係事務所の開設が検討事項として付け加えられた。行革委は、一九九七年一二月に解散したが、その最終意見では、「法務」について、法曹人口の大幅増員と外国弁護士を受入に関する「規制緩和」<sup>(11)</sup> に関し実施状況を検討し、特に前者につき、法律事務の弁護士による独占に批判的見解を示している点が注目される。行革委は、改革の日程を公式的に設定し、関係者に意思決定に向けての枠をはめる機能を果たしたのであった。<sup>(12)</sup> 行革委の設定したデッドラインを間近にした一九九七年一〇月に、法曹三者協議会において、司法試験合格者数を一九九八年度から八〇〇人程度へ、一九九九年度から一〇〇〇人程度へ増員することが合意された<sup>(13)</sup>のは、行革委が事実上の拘束力を発揮したことを示す例である。

さらに、一九九八年に入ると、政治的に大きな展開を見る。五月に、経済団体連合会が、「司法制度改革についての意見」<sup>(14)</sup> を発表した。ほぼ時を同じくして六月には、自由民主党司法制度特別調査会が報告「二一世紀の司法の確かな指針」を公表し、そこで、司法制度審議会(仮称)の内閣への設置と司法予算の拡大の提案がなされ、「司法の抜本的改革」を政府に対して提言した。<sup>(15)</sup> こうした状況を経て、ついに、一九九九年二月、司法制度改革審議会の設置という閣議決定に至ったのである。<sup>(16)</sup> 同審議会は、一九六二年の臨時司法制度調査会(我妻栄会長)以来の司法制度に関する内閣設置審議会として注目されており(「第二臨司」と呼ぶ者もいる)、法曹人口の増加と質の向上(法曹教育改革を含み、関連して「ロー・スクール」の導入構想をめぐり関係者間でにわかに議論が活発化している)<sup>(17)</sup>、司法関係施設の整備、裁判の迅速化、法律扶助制度の拡充、陪審制・参審制導入の可否など、司法制度に関する包括的な検討事項が既に示されており、二年間の審議が予定されている。<sup>(18)</sup> 法曹三者の閉鎖性、保守性に対する政治家、経済人の警戒も強く、政治家・経済人主導による審議も予想され、人事と審議の進め方が注目される。<sup>(19)</sup> 最高裁、法務省のみならず文部省、大蔵省<sup>(20)</sup> も関係し、また他の経済官庁(例えば通産省)<sup>(21)</sup> も何らかの形で関わりを持つ可能性もある。司法改革をめぐる動きは、一九九九年をもって、新しい段階に入ったといえよう。<sup>(21a)</sup>

これまでの司法改革をめぐる動きの特徴は、第一に、弁護士会において、内部対立は依然として残ってはいるものの、<sup>(22)</sup>運動を統合するシンボルを掲げつつ、自覚的に「法の支配」の確立・浸透を追求し、<sup>(23)</sup>従来、建前はともかく、現実には、辺縁的な位置づけを日本の法システムにおいて与えられてきたにすぎなかった司法<sup>(24)</sup>について、容量の拡大を目指している点にある（「小さな司法からの決別」<sup>(25)</sup>）。第二に、より重要なことは、単に弁護士会とそれを含む法曹界の問題ではなく、政治、行政、経済を含む日本社会全般に及ぶ広がりをもつ制度改革の一環として、司法改革が位置づけられるに至っている点にある。<sup>(26)</sup>そこには、政党政治家、行政官僚、司法官僚、企業と各業界、弁護士、司法書士等隣接諸職業、さらには大学法学部、司法試験予備校が、それぞれの利益団体を通じて、あるいは直接、アクターとなつて交渉し、影響力や権力を行使しあい、複雑な政治過程を形成している。それぞれの主体（例えば、弁護士会、大学）内部においても、利害対立があり、その妥協、協調が行われつつ、一定の理念と、利益、権力が追求されていくであろう。<sup>(27)</sup>そのなかで、敗戦後半世紀を経た時点での、いわば体制全体の改革（戦後の諸システムの改革）という観念が広い範囲で共有されている。

「司法改革」というシンボルは、日弁連の提唱する司法改革（それ自体、後に述べるように一枚岩ではなく深刻な対立を内包している）を内に含みながらも、マスメディア、経済界、政府（自民党、行政改革会議、司法制度改革審議会等）、最高裁、法務省が、それぞれの利害と理念・イデオロギーにおいて関わり、推進していく、司法をめぐる制度とプラクティスの改革過程をも含む広い意味で用いられているのである。これらの諸主体が、対立する諸要素をかえながら、わが国の司法制度の改革を移行し、より一層推進するという潮流に流れ込んでいるのである。

(2) 現在我々が直面しているのは、日本の戦後の秩序形態の変革の中にある過渡期であるといつてよいであろう。このような理解は、単に研究者の理論的想定であるにとどまらず、特に一九九〇年代半ば以降、社会的な言説として一般的な力を得ている。もちろん、はたして、司法制度の改革が、日本社会の秩序づけの原理的な形態

や、法使用行動のパターンに大きな変化をもたらす程度の意味を持ちうるのかについては、社会的言説次元でしばしば言われるほど単純な予測をすることはできない。しかしながら、制度の改革は、その程度と態様によっては、人々の意識と行動パターンに大きな影響を与えうる（あるいは潜在する新しい意識と行動パターンを顕在化させる）ことは間違いない。制度改革の諸帰結は、今後、経験的データによって明らかにされるべき研究課題であるが、今日の状況は、対立する主体間の闘争と協調という広義の政治過程において、法と秩序に関する対蹠的な観念と理念が交錯しつつ、新しい秩序と体制が長期的な視点で追求されているのであり、具体的に改革がどうなされるかは、そのような射程距離の長い影響を持つと考えなければならない。

本稿は、以上のような問題意識を前提にして、第一に、司法改革の背景にある最も基本的な条件としての民事事件数と、関連する若干の法機構の利用件数の動向を概観する。司法の現状を民事事件処理の数量的状況に即して示し、改革を、司法内部の文脈において位置づける（二）。

第二に、司法を含む広義の政治過程において、司法改革を促し、あるいはその方向と進み方に影響を与えている諸潮流を整理し、そこに見られる対立のいくつかの局面を検討する。その際、司法制度利用者としての経済界の積極的な動きと、それと対照的な一般市民ないし法務消費者としての個人 individual の不在に着目する（三）。

第三に、司法改革を、法社会学理論的な視点から位置づける試みを行う（四）。

筆者は、既に、法の領域の拡大（widening the legal domain）という視点から、一九八〇年代以降の、法と経済・政治・社会の動きを、日本の弁護士の社会的役割という局面に即して整理し検討した<sup>(28)</sup>。また、特に、背後にある重要な要因として経済の構造的な変化に着目し、経済社会の法化という視点から検討を加えてきた<sup>(29)</sup>。本稿では、それらを踏まえながら、経済社会と並ぶもう一つの重要な領域である「市民社会」と司法改革のありうべき関係について若干の考察を行いたい。そこでは、一方で、経済社会の分離・自律化として性格規定できるダイナミックな動き

が、経済と政治の世界の指導者を媒介者として、司法改革を推進する一方の有力な動因となっているとともに、それが、司法改革を企業利益への寄与に傾斜した形で推進する危険をもっていること、同時にしかし、経済の動きは、企業や労働組合、行政機関とは区別される様々な私的なアソシエーションの結成と活動をも活発化させる萌芽的な社会構造の変容を伴っていると思われること、そして、司法改革は、そのようなアソシエーションの総体としての「市民社会」の分離・自律化と、政策的に関係づけて位置づけられることを示す。その際、「公共圏」をめぐるハーバーマスの所説やそれに示唆された近年のわが国における所説が参照され、「公共圏の制度的基盤としての司法の活性化」と「公共圏の設営者としての法曹の実力の強化」を鍵概念に、司法改革を、日本社会の構造変容という文脈の中に位置づけた<sup>(30)</sup>。

\* 本稿は、一九九八年五月一六日に名古屋大学において開催された、日本法社会学会学術大会ミニ・シンポジウム「構造変容と司法改革」における報告のために準備した原稿を、当日の報告と議論を踏まえたうえで、加筆したものである。私に割りあてられた課題は、司法改革を法社会学者の立場から論じ、かつ、昨年来の学会シンポジウムのテーマである構造変容との関係を検討するというものであった。筆者のこれまでの研究に制約されて民事の側面を中心に分析したが、構造変容と関係づけて司法改革を位置づける作業としては、司法全体を対象とした検討を含んでいる。なお、報告原稿を圧縮した「司法改革の位置づけ」『法社会学』五一号（一九九九年）一二九〜一三四頁がある。

(1) 濱野 亮「日本の経済社会の法化——法的コミュニケーションの分離という側面について」『立教法学』四八号（一九九八年）五三〜一〇八頁、五九〜六三頁参照。

(2) 例えば、東京弁護士会編『司法改革の展望』（有斐閣、一九八二年）参照。

(3) 一九九〇年の日本弁護士連合会による「司法改革に関する宣言」については、「第四一回日弁連定期総会報告」『自由と正義』四一巻八号（一九九〇年）一一四〜一二二頁。その経緯については、座談会「平成二年度日弁連活動の回顧と展望」同四二巻三号（一九九一年）一四〜一五頁、中坊公平・大井和紀「司法改革について中坊公平会長に聞く」同四二巻二二号（一九九〇年）一三〇〜一四三頁参照。一九九〇年以来的の日弁連執行部の路線は、当然のことながら弁護士の内部に反対者があり、それは、例えば、総会、臨時総会の投票状況にも現れている。九〇年代の日弁連執行部の路線に批判的な姿勢を示す理事経験者の文献として、例えば、今井敬彌『法曹人口論の基本的視点』（成文堂、一九九七年）

がある。

(4) 法曹養成制度等改革協議会のメンバーであり、行革委規制緩和小委員会の委員でもあった経済人で、土光臨調や八〇年代の三公社民営化にも深く関わった鈴木良男氏の『日本の司法ここが問題——弁護士改造計画』(東洋経済新報社、一九九五年)は、その現状認識と評価の可否は別として、当時の法曹以外の関係者の一般的な雰囲気を与えている。鈴木良男「法曹養成制度改革に期待する」『自由と正義』四七巻三号(一九九六年)一三〇〜三三頁は、法曹養成制度等改革協議会の答申後に日弁連機関誌に寄稿した同氏の見解として興味深い。同協議会については、『ジュリスト』一〇八四号(一九九六年)に特集がある。なお、三宅伸吾「弁護士カルテル——ギルド化する在野法曹の実像」(有斐閣、一九九五年)も、より学問的な著作ではあるが、日本経済新聞社記者である著者の、弁護士に対する基本的姿勢がストリートに示されており、九〇年代半ばにおける弁護士をとりまく環境の一端を如実に示している。

(5) 経済同友会『現代日本社会の病理と処方』に対する弁護士の素早い反応の一つとして、東京弁護士会・期成会『現代司法の病理と処方』(一九九五年・一〇月)参照。

(6) 当時は村山内閣で、第一回審議は二月一九日。参照 <http://www.sorifu.go.jp/council/gyokaku/council/1.html>。行革委の規制緩和小委員会の第一回審議は、一九九五年四月一九日であった。参照 <http://www.sorifu.go.jp/council/gyokaku/kanwa/1.html>。行革委の三年間の活動は、<http://www.sorifu.go.jp/council/gyokaku/end/1.html>で概観されている。

(7) 「一九九五年日弁連会務の経過と今後の課題」『自由と正義』四七巻三号(一九九六年)二七〜七一頁、四三頁。

(8) 抜粋が『自由と正義』四七巻二号(一九九六年)一三四〜三五頁にある。

(9) 『自由と正義』四七巻六号(一九九六年)一七九〜八一頁に抄録がある。

(10) 『自由と正義』四八巻五号(一九九七年)一五五〜五八頁に抄録がある。

(11) 行革委の最終意見全文は、<http://www.sorifu.go.jp/council/gyokaku/end/index.html>を参照。

(12) 行革委の意見とそれに基づく政府の閣議決定(規制緩和推進計画)が、法曹三者による「法曹養成制度等に関する協議会」のスケジュールを基本的に規定していた点について、水野邦夫「法曹三者協議会の経緯と三者合意の概要」『自由と正義』四九巻一号(一九九八年)一四三〜四五頁、一四三〜四四頁参照。改革の日程と検討事項が政府に主導権を握られている状況について、日弁連のあり方を批判し、逆にイニシアティブをとるべきことを強く提言するものとして、宮澤節生「司法改革の基本的視点と当面の課題——日弁連への期待と提言」『自由と正義』四七巻三号(一九九六年)一四〜二五頁(特に二五頁)、同「弁護士職の自己変革による日本社会の変革を求めて」日本弁護士連合会編集委員会編『あたらしい世紀への弁護士像』(有斐閣、一九九七年)一四二〜六三頁、同「応答的司法のための司法改革・弁護士改革の課題——日弁連への期待」宮澤節生・熊谷尚之『司法制度懇話会編』『二一世紀司法への提言』(日本評論社、一九九八年)二〜三二頁がある。

(13) 「司法試験制度と法曹養成制度に関する法曹三者合意」(一九九七年一月二八日)の全文と関連資料は『自由と正義』四八巻一二号(一九九七年)一八〇〜八三頁参照。法曹三者協議会の合意に至る経緯について、弁護士関係者の説明として、水野「法曹三者協議会の経緯と三者合意の概要」前掲参照。合意に至る上で日弁連の最終的な意思決定となった臨時総会については、「日本弁護士連合会臨時総会報告」(一九九七年

一〇月一五日)『自由と正義』四八巻二二号(一九九七年)二〇七〜二二頁。この一九九七年の法曹三者合意に至るまでの一九九〇年代の動きについて、関係した弁護士による興味深い座談会として「法曹養成制度改革」座談会「自由と正義」五〇巻三号(一九九九年)一五八〜二〇一頁がある。

(14) 経済団体連合会「司法制度改革についての意見」(『NBL』六四二号四〜五頁)参照。なお、経済同友会も、「現代日本社会の病理と処方」のあと、「グローバル化に対応する企業法制の整備を指して」と題する提案を発表している(一九九七年一月二二日、<http://www.doyu-kai.or.jp/database/teigen/970122.htm>参照)。

(15) 自由民主党「司法制度特別調査会報告 二一世紀の司法の確かな指針」(一九九八年六月一六日)『自由と正義』四九巻八号一九〇〜九七頁。また同調査会第一分科会(司法の人的インフラ整備を議論)と第二分科会(司法の制度的インフラ整備を議論)それぞれの主要論点は、『法律新聞』一九九八年六月一九日七頁、六月二六日七頁参照。

(16) 一九九八年七月の参議院選挙で自民党が敗北、橋本内閣が退陣し、かつ、日本長期信用銀行の救済問題に直面しつつ、金融システム不安への対応のための金融再生法等が成立するまで、政局が混乱した。審議会の設置が当初一九九八年秋に予定されていたのが遅れたのは、そのためかもしれない。自民党内で司法改革問題に中心的役割を果たしてきたのが自身法曹資格を持つ保岡興治氏であることはよく知られているが、『法律新聞』一九九八年六月一九日号一頁「自民党司法制度特別調査会報告についての報道」、また、自由民主党「司法制度特別調査会報告 二一世紀の司法の確かな指針」前掲参照)、同氏は、「金融再生トータルプラン」の作成や(保岡氏は自民党「金融再生トータルプラン推進特別調査会会長」だった)、金融システム安定化スキームの立案においても重要な役割を果たしている。例えば、久能正男「自民党ブリッジバンク案は恐るべき銀行国家管理に道を開く」『エコノミスト』一九九八年七月一四日号三七〜四〇頁、「自民党はアトキンソン氏、翁氏の話をこう聞いた——政策決定の裏側(資料、要約)」同二六〜二七頁参照。保岡氏は山崎拓氏に近いとされている。参照、座談会「今だから語れる長銀(破綻)の真相と今後の銀行処理」『エコノミスト』一九九八年八月三日号(増刊)九七〜一〇一頁、九九頁。

(17) 日本へのアメリカ的ロー・スクールの導入ないし、類似の大学法学部および大学院改革については、近年、弁護士の柳田幸男氏が「日本の新しい法曹養成システム——ハーバード・ロー・スクールの法学教育を念頭において」(上)(下)『ジュリスト』一一二七号(一九九八年)一一一〜一八頁、一一二八号(同年)六五〜七〇頁によって先鞭をつけ、経団連報告書、自民党司法制度特別調査会報告でも言及されている。また、法学部関係者においても、一部で、文部省の関与のもとで、一九九八年から活発な議論が展開しているようである。弁護士会の法曹養成制度改革関係者や法務省担当者の大学法学部関係者への聞き取りも一九九九年に入ると活発化している。関連して参照、宮澤「応答的司法のための司法改革、弁護士改革の課題」前掲二二〜一六頁、田中成明「法曹養成制度改革と大学の法学教育」京都大学法学部百年記念論文集刊行委員会編著『京都大学法学部創立百周年記念論文集』(第一巻)(有斐閣、一九九九年)五四〜八九頁。なお、田中氏の論稿は、その深い学識ならびに広い視野と、中庸を得た実務的感覚に基づく説得力のみならず、同氏が京都大学法学部長として、大学法学教育改革をめぐる主要国立大学法学部、有力私立大学法学部、文部省の動きの中で、きわめて重要な役割を果たしているという点においても、大きな影響力を持つように思われる。なお、設置された審議会の会長人事も大きな影響を与えよう(本稿脱稿時点では京都大学教授佐藤幸治氏が新聞報道で有力視されている)。

後註19参照)。この論稿が、国立大学法学部教育改革関係者において影響力を持っている可能性については、野澤正充氏から示唆を得た。

(18) 例えば『読売新聞』は、一九九九年二月五日付夕刊一面トップで、司法制度改革審議会設置の閣議決定を大きく報道した。『日本経済新聞』一九九九年四月二三日朝刊二頁によれば、九九年二月に国会に提出された審議会設置法案(原案)には具体的な審議事項が定められていなかったため、衆議院法務委員会において、「法曹二元、法曹の質および量の拡充、国民の司法参加、人権と刑事司法との関係など重要な問題について十分議論すること」、「審議会の調査・審議と並行して、裁判官らの増加、下級裁判所の施設の充実など裁判所の人的・物的拡充に努める」、「法律扶助制度などの諸制度の充実を図る」そのほかの付帯決議がなされた(四月二二日採択)。

(19) 『法律新聞』一九九八年六月一九日一頁は、一九九八年六月一五日に公表された自民党司法制度特別調査会報告書をうけた同年六月一六日の自民党総務会で、司法制度審議会(仮称)の内閣への設置を求める方針が決まった際、法曹を審議会委員から排除する考えが示されたことを伝えている。その場合の「法曹」には例えば退官後の裁判官で弁護士登録者や法学部教授も含まれるのか等、現実性のある方針か疑問であるが、関係する政治家の意向と法曹をとりまく状況がうかがえる材料である。自民党の司法関係議員が、日弁連のみならず、最高裁事務局に対しても厳しい見方をしている可能性も強い。なお、最高裁事務局は、同審議会発足を前にして、審議官ポストを「一八年ぶりに復活させ」、審議官室を設置、「専門チーム」を発足させる方針を固めたと報道されている。『朝日新聞』一九九九年三月一六日夕刊一四頁。そこでも、「現役」の法曹三者は審議会委員には加われないという方針があるとされ、最高裁はそれへの警戒感を持っていると報じられている。『日本経済新聞』一九九九年四月二三日朝刊二頁によれば、審議会委員は一三名とされ、会長には佐藤幸治氏、メンバーとして中坊公平氏、宮内義彦氏(オリックス社長)の就任が「有力視」されているという。

(20) 『日本経済新聞』一九九九年四月二三日朝刊二頁は、大蔵省が、法務省、最高裁と並んで事務局に関わる可能性を指摘している。

(21) 通産省は特に一九九〇年代にはいつて、経済関連法制度の改革に積極的に関与している。また、既に一九八〇年代に外国弁護士受入が問題となったとき、通産省の管轄下でリーガル・コンサルタント制度を導入し、弁護士とは別の資格において外国弁護士を受け入れるという構想が現れていたが、今後、企業法務を中心にすえて、法務関連資格導入が提案される可能性がある。自民党や経済界では、法制審議会を通さない商工関係の特別法によって、企業法務部員などに特別の法曹資格を与えることを検討し、弁護士法七二条(弁護士による法律事務の独占規定)の問題をクリアする考えがあることについて、斎藤浩「日弁連からの積極的司法像、弁護士像提起」『法社会学』五一号(一九九九年)一一五～一二二頁、一二〇～一二二頁参照。

(21a) 一九九九年六月二日に、司法制度改革審議会設置法が成立した。

(22) 弁護士内部の対立は、一九九〇年代における法曹養成制度改革をめぐる数回の日弁連総会決議にも現れているが、例えば、後に述べる日弁連司法基盤整備・法曹人口問題基本計画等策定協議会「二〇一〇年への司法改革」(あたらしい時代の弁護士と司法についてのふたつの基本計画)『自由と正義』四九巻四号(一九九八年)一五五～一六六頁(以下日弁連「二〇一〇年への司法改革」と略記する)のA案(またはA班文書、以下A案と呼ぶ)とB案(またはB班文書、以下B案と呼ぶ)は、日弁連の内部にある考え方の違いを具体的に表現している。B案については、特に斎藤浩「日弁連からの積極的司法像、弁護士像提起」前掲参照。斎藤氏は同協議会の副座長であるが、A案の方が協議会内部の多数

意見とのことである。同一一五頁。

- (23) 「法の支配」のレトリックは、次のような文書において援用されており、司法改革を導く一つのシンボルとしての機能を果たしている。日弁連「二〇一〇年への司法改革」前掲一八五頁、東京弁護士会・期成会『現代司法の病理と処方』前掲四一頁。
- (24) 参照、濱野 亮「変動過程にある日本の弁護士(英文) Japanese Lawyers in Transition」『立教法学』四九号(一九九八年)三〇六～二五頁、特に三二〇～三二二頁。
- (25) ただし、日弁連「二〇一〇年への司法改革」前掲A案(一八三頁)は、「小さな司法」から「普通の司法へ」という表現を掲げる。
- (26) 日弁連「二〇一〇年への司法改革」前掲B案、東京弁護士会・期成会『現代司法の病理と処方』前掲六頁、三八～四二頁、経済同友会『現代日本社会の病理と処方』前掲、経団連「司法制度改革についての意見」、自由民主党司法制度特別調査会報告「二一世紀の司法の確かな指針」なみ。
- (27) 参照、Ryo Hamano 「変動過程にある日本の弁護士(英文)」前掲三一五～一八頁、Ryo Hamano “The Development of Corporate Legal Practice in Japan and Its Implications,” paper presented at the Conference on the Legal Profession in East Asia, held at the Harvard Law School, Cambridge, MA, on December 12-14, 1998 (加筆修正の稿) “The Turn toward Law : The Emergence of Corporate Legal Practice in Contemporary Japan” とこと公表せず’ Setsuo Miyazawa, “Lawyring for the Underrepresented and the Changing Political Environment of the Bar in Japan,” paper presented at the Conference on the Legal Profession in East Asia, held at the Harvard Law School, Cambridge, MA, on December 12-14, 1998.
- (28) 濱野 亮「変動過程にある日本の弁護士(英文)」前掲、Ryo Hamano “The Development of Corporate Legal Practice in Japan and Its Implications,” 前掲。
- (29) 濱野 亮「弁護士による企業法務の処理——東京における実態調査をふまえて」(一)～(12・完)『NBL』五三〇～五五九号(一九九三年)、「各号数と頁は省略」、濱野 亮「経済社会における弁護士の基本的機能——序論的考察——」『立教法学』四四号一〇九～一五五頁(一九九六年)、濱野 亮「日本の経済社会の法化——法的コミュニケーションの分離という側面について」前掲五三～一〇八頁。
- (30) 前記学会報告および濱野「司法改革の位置づけ」前掲で、要点は既に示されている。

## 二 民事事件の件数とその処理動向——司法改革の背景をなす一つの客観的条件

民事訴訟およびその他の民事紛争処理制度利用件数の現状は、司法改革の背景をなす基本的条件であり、まず、

概要を把握しておく必要がある。既に、民事司法統計に関しては、明治期以来の動向と特色について、林屋礼二『民事訴訟の比較統計的考察』および同編著『データムック民事訴訟』があり、特に前者が詳細な分析を行っている。<sup>(1)</sup> その分析は、膨大な司法統計に基づく貴重なものであり、戦後については主として最高裁判所事務総局編『司法統計年報』に、戦前については、司法省や最高裁事務総局の編集した諸統計に依拠している。<sup>(2)</sup>

しかし、残念ながら、主に、前者は一九八〇年代半ばまでの司法統計を対象とした分析であり、後者は一九九一年までの司法統計を収録するにとどまっている。その後、周知のように平成の長期不況があり、それが民事事件数に大きな影響を与えている。司法改革の背景としてはこの八〇年代後半以降の一〇年間を無視することはできない。実際、一九九八年に入って、裁判官増員論が各方面で高まっているが、その一つの背景には、九〇年代における訴訟その他の事件数の急激な増加のもとでの、裁判官の負担加重の深刻化があるといつてよい。この点を、少し詳しく見ると、弁護士会が裁判官増員を唱えているのは周知のところであるが、注目されるべきは、一九九八年に入って、経済団体や自由民主党が、司法改革へのコミットメントを鮮明にするとともに、裁判官増員を明確に打ち出している点である。すなわち、経済団体連合会「司法制度改革についての意見」は、バブル崩壊直前の一九九〇年と一九九六年を比べると、民事訴訟と行政訴訟の新受件数が四八・五%増加していると指摘し、「最低限これに見合うだけの裁判官の増員が必要」としている。<sup>(4)</sup> 自由民主党「司法制度特別調査会報告——二二世紀の司法の確かな指針」は、一般論として裁判官増員の必要性を指摘する。<sup>(5)</sup> 自民党司法制度特別調査会のヒアリングにおいて、日弁連は、当面、今後三年間で二六〇名、一〇年間で最低合計五〇〇名裁判官を増員することを提案したとされている。<sup>(6)</sup> ちなみに、これに対して、最高裁事務局は、ヒアリングにおいて、「今後、事件数の見直し、裁判官の事件処理状況等を踏まえ着実に増員を継続する」と答えたと報じられている。依然として消極的な姿勢を示しているといえよう。<sup>(7)</sup>

また、前掲林屋氏の研究では十分扱われていない、一九八〇年代後半のバブル経済の時期、およびバブル崩壊後の平成不況期は、民事訴訟等件数の推移に興味深い傾向が現れているだけでなく、司法改革過程が開始し、展開している時期の基本的条件としても概観する必要があると考える。その際、長期的な推移の中に現状を位置づける必要がある。以下でみるように、民事訴訟件数は、短期的な波動を描いているが、他方で、長期的にみると、一定の趨勢をもったいくつかの局面が区別できる。したがって、しばしば行われることであるが、短期的な動きを見て、需要を予測するのは危険ないし誤導的であって、長期的な趨勢を把握した上で、裁判官増、弁護士増等について検討する必要がある。

そこで、以下では、林屋氏の前記二書掲載の各種司法統計を基礎に、一九九〇年代のデータについては、主に最高裁判所事務総局編『司法統計年報<sup>(8)</sup> 民事・行政編』で補ったうえで、地方裁判所および簡易裁判所の民事通常訴訟の新受件数と既済件数を中心に動向を概観する。また、補足として、行政訴訟、労働関係訴訟、家事事件の件数と、公正取引委員会の活動状況、国民生活センターおよび地方公共団体の消費生活センターの相談件数の動向も検討することにした。

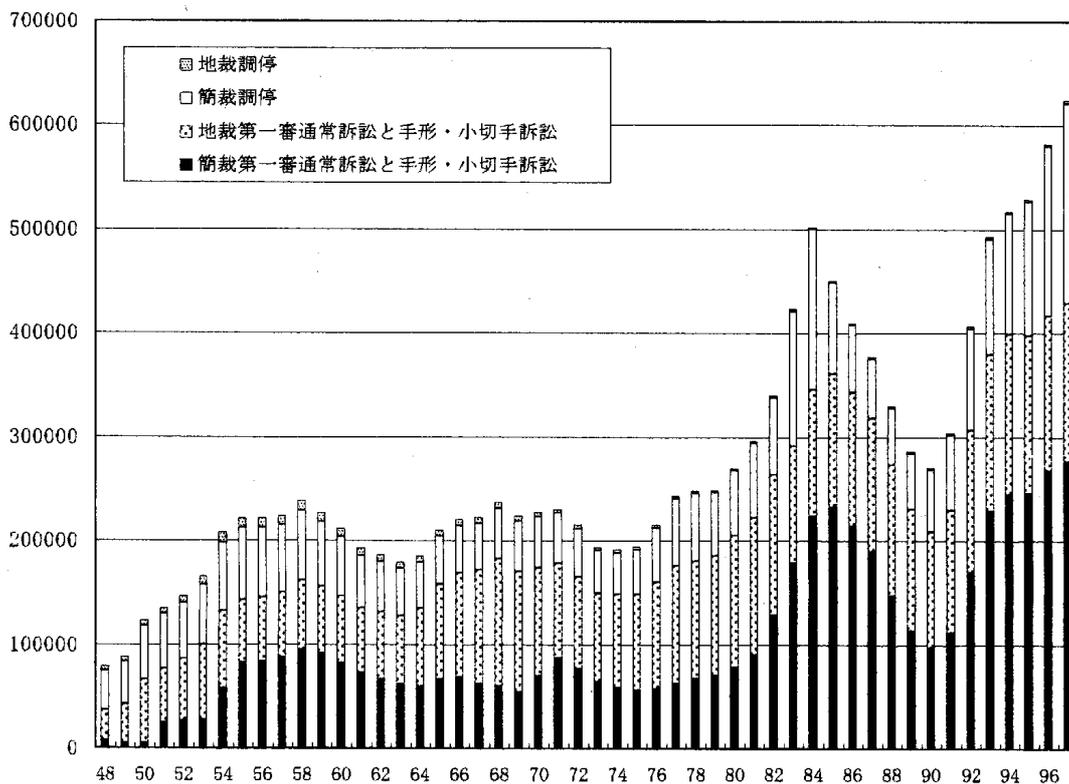
## 1 民事事件新受件数の動向

### (一) 地方裁判所と簡易裁判所の合計

(1) わが国の民事裁判事件数は、敗戦以来の推移において、一九七〇年代半ば以降、新しい局面に入っている。

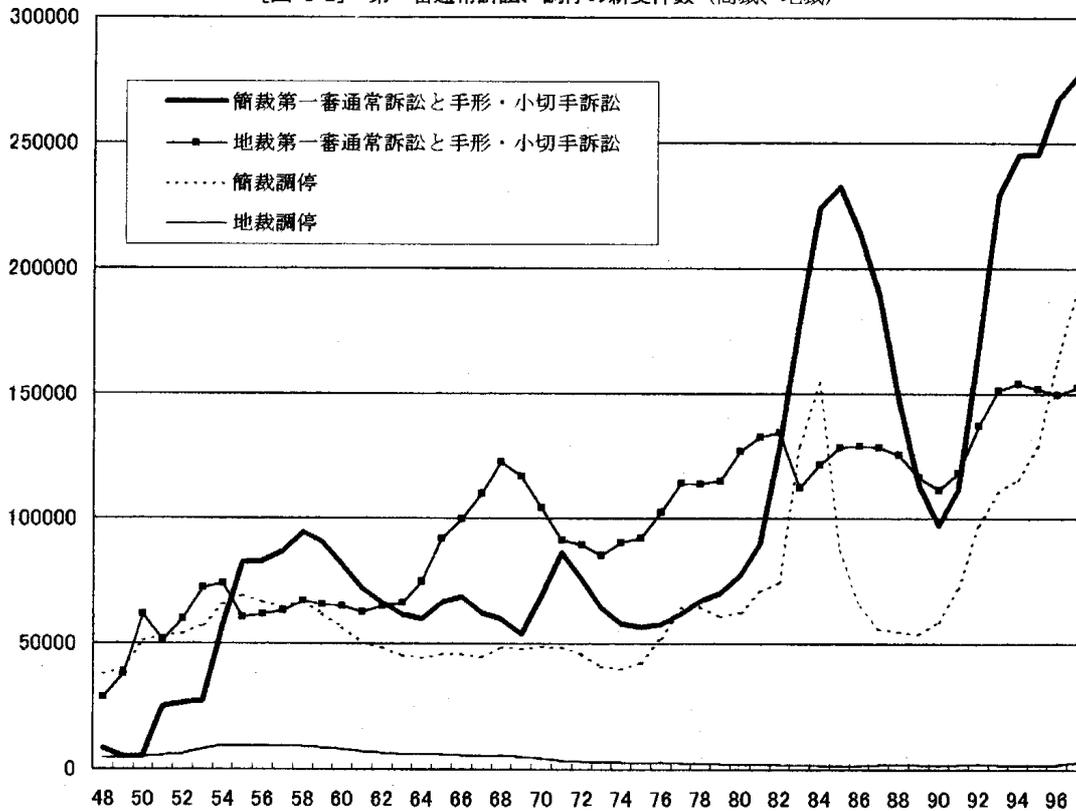
すなわち、第一審通常訴訟（ただし地裁は人事訴訟を含む、以下、原則として、地裁の通常訴訟には人事訴訟を含む<sup>(9)</sup>）および手形・小切手訴訟（統計上一九六五年より登場<sup>(10)</sup>）の新受件数と民事調停新受件数との合計数を、簡易裁判所と地方裁判所をあわせてみると、戦後、一九五五年頃から一九七〇年代半ばまでは、ほぼ同一水準（合計二〇万件前後<sup>(11)</sup>）

【図 1-1】 第一審通常訴訟、調停の新受件数（簡裁、地裁）



[注] 地裁第一審通常訴訟には人事訴訟が含まれる。

【図 1-2】 第一審通常訴訟、調停の新受件数（簡裁、地裁）



[注] 地裁第一審通常訴訟には人事訴訟が含まれる。

を上下)で安定した推移を示していたのに対して、一九七〇年代の後半から、より高い水準の局面に入っており、二つの局面は明瞭に区別されることがわかる(「図1-1」)。この一九七〇年代半ば以降の新しい局面では、増減の幅(振幅)が大きくなっているが、一九八〇年代以降は最低でも三〇万件前後で下げ止まり、一九九四年以降は戦後最高を更新し続けている(一九八四年に約五〇万件を記録したが、バブル期の減少を経て九四年に、再び五〇万件を突破、九五年は、五二万一九二三件、九六年五八万一九七二件、九七年六二万三九八三件である)。一九七〇年代からの新局面は、さらに一九九〇年代、バブル経済終焉後の平成不況下で、以下で述べるように、もう一段高い水準に突入した観がある。司法改革が議論されているのは、このような民事事件数の新局面においてなのである。

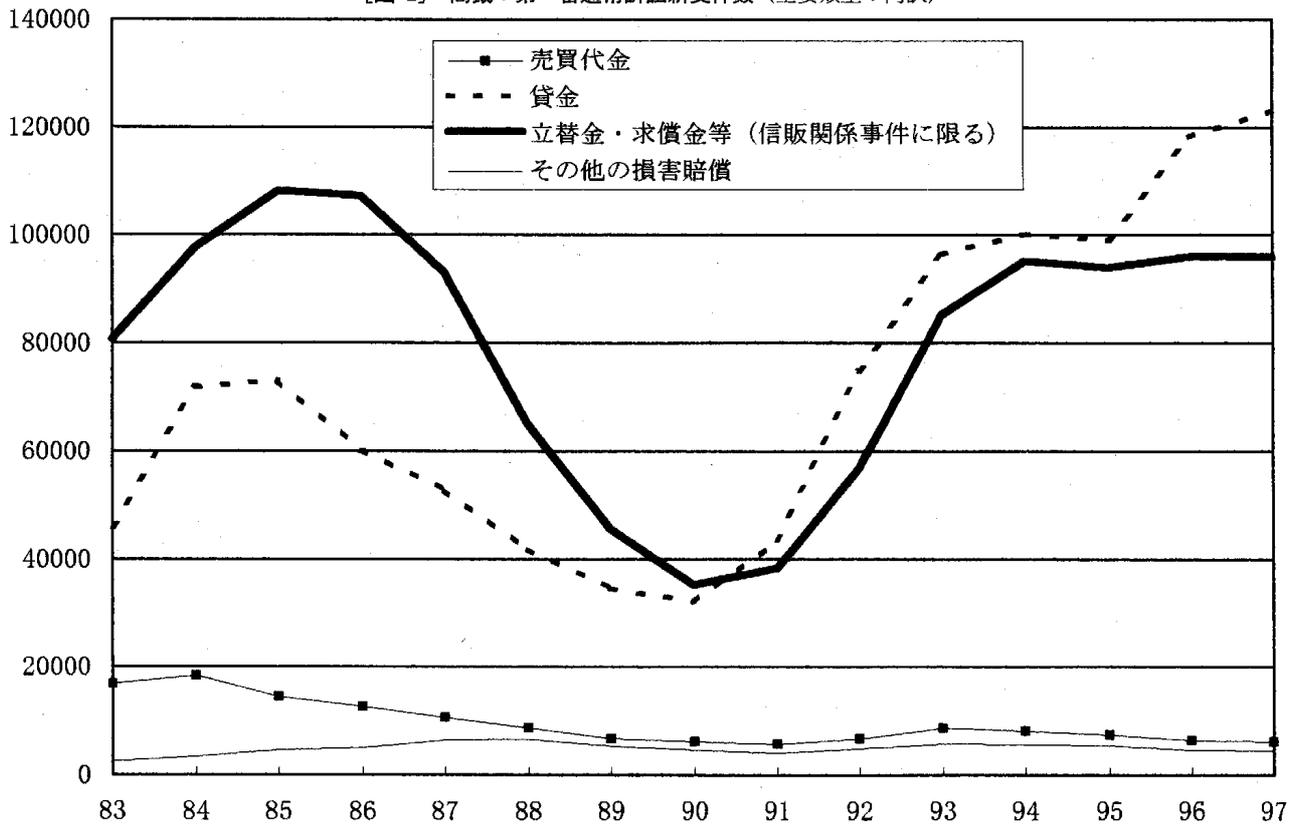
そこで、以下、まず、通常訴訟(一九六五年以降は手形・小切手訴訟をも含む)を中心に、簡易裁判所と地方裁判所をあわせて新受件数の動向とその内訳を見ていく。

第一審通常訴訟新受件数は、簡裁、地裁ともに、一九七〇年代半ばから大幅に増加している。この変化は、とりわけ、簡裁において顕著であり、より件数の多い水準で上下の波動を描く新しい局面に入っている(「図1-2」)。近年では、地裁は一五万件を突破し(九七年で一五万二四六一件)、簡裁は二八万件近くに迫っている(九七年で二七万六七八四件)。地裁の調停を除くと、こうした新受件数急増の動きは、一九九〇年代に一層強化されている(「図1-2」)

簡裁の件数の動きを最も大きく左右する要因は、消費者信用関係の債権回収訴訟(信販関係の立替金・求償金事件、貸金事件)<sup>(12)</sup>の増大である(「図2」)。督促事件の新受件数も並行した変動を示している(「図3」)<sup>(13)</sup>。

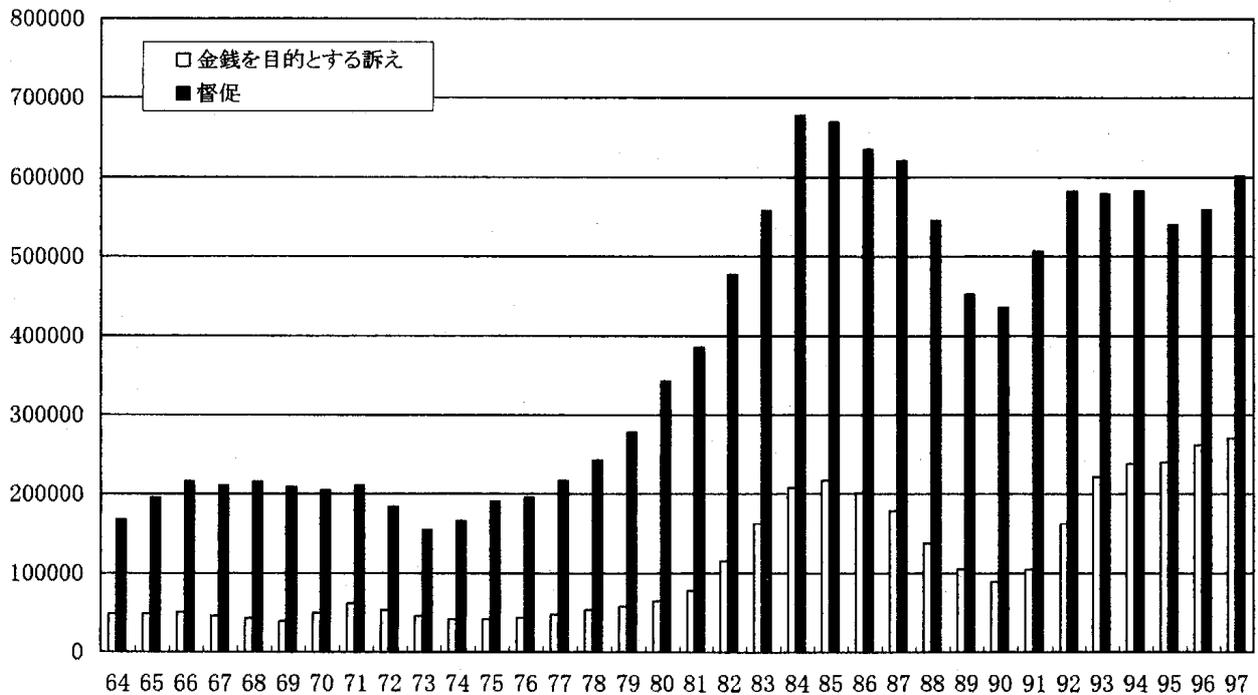
既に、一九七〇年代以降の消費者信用関係訴訟の簡裁新受件数の急増についてはよく知られているが、この動向の巨視的な評価は十分展開されていない。むしろ、しばしば、短期的な新受件数の増減に目を奪われて、訴訟新受件数の動向を議論し、将来予測する傾向があるが、それは誤導の危険がある<sup>(15)</sup>。長期的な変化の中で一九七〇年代以

[図 2] 簡裁：第一審通常訴訟新受件数 (主要類型：内訳)



[注] 簡裁第一審通常訴訟のうち、主な種類の事件について新受件数を示した。

[図 3] 簡裁：金銭を目的とする訴えと督促事件の新受件数



[注] 金銭を目的とする訴えは、「売買代金」、「貸金」、「立替金・求償金等 (信販関係に限る)」、「交通事故による損害賠償」、「その他の損害賠償」、「手形・小切手金」、「手形・小切手異議」および「以上のいずれにも含まれないもの」から構成されている。

降の趨勢を位置づけたうえで、短期的な増減の波を的確に評価する必要がある。

(2) 西欧諸国と日本の民事訴訟件数の動向を、前近代までさかのぼり、それ以来の推移を追って、他国との比較分析を行っているのが、ドイツの法社会学者、クリスチャン・ヴォルシュレーガーの最近の研究“Historical Trends of Civil Litigation in Japan, Arizona, Sweden, and Germany : Japanese Legal Culture in the Light of Judicial Statistics”である。<sup>(16)</sup>

ヴォルシュレーガーによれば、一九七四年以降は、明治時代の近代司法制度確立期以来基本的に維持されてきた長期的な趨勢が終わり、新しい段階に入ったという意味で画期的な局面に位置づけられる。一九七〇年代半ば以降の状況は彼の問題意識の主たる対象ではないので、十分な分析は加えられていないものの、以下のようないくつかの重要な指摘をしている。

ヴォルシュレーガーは、この時期の訴訟新受件数の急増が、わが国の訴訟件数を規定する諸要因の基本的パターンの構造的変容に由来する可能性を示唆する。そして、消費者信用訴訟という、それ自体は市民が被告側に立つ事件数の増大が、一般の人々の意識と行動パターンにフィードバックされる可能性（訴訟提起が有効な方法であること(17)の認識の浸透や、訴訟への抵抗感の弱まり）を示唆しつつ、今後の日本の司法制度が、従来の人口増に比例した緩やかな訴訟件数増ではなく、それを上回る訴訟件数の急増への対応を迫られる蓋然性を指摘しているのである。

すなわち、一八八九年以来、途中、太平洋戦争前後の時期（一九三八年から一九五三年）を除いて、戦後も一九七〇年代半ばまでは、一貫して、民事第一審通常訴訟等(18)の新受件数は、人口増とほぼ比例した増加率を示したのに対し（言い換えれば、人口あたりの新受件数はほぼ一定だった）、一九七四年以降は、人口増を上回る新受件数の増加を記録していることを示している。また、件数の変動を示す波形も、各国との比較をふまえて、戦前は、農村型と呼ぶべき急激な上下動を繰り返していたのに対して、戦後は都市型と呼ぶべき比較的穏やかな上下動を描いていると

する。<sup>(19)</sup>

もちろん、それでも、独、米等西欧諸国の件数水準をはるかに下回るといふ長期的な特質は維持されているが、<sup>(20)</sup> 上述の、戦後現れた増加とそのパターンが、欧米のそれと共通性を持つとヴォルシュレーガーは観察し、欧米と共通の要因、とりわけ、消費者信用の膨張とそれに伴う金銭債権回収訴訟の七〇年代半ば以降の爆発的増加が作用している点を重視しているのである。<sup>(21)</sup>

ヴォルシュレーガーによる比較司法統計的な研究は、日本における訴訟回避傾向をめぐる川島説とジョン・O・ヘイリー説（旧説）<sup>(22)</sup> の対立という周知の法社会学論点（単純化すれば、文化説と機能不全説ないし制度説として一応整理される対立）<sup>(23)</sup> について、司法統計を前近代からあとづけることによつて検証しようとする試みである。文化的要因が重要であるという彼の結論とその論証の妥当性の吟味は、別の機会に行うとして、本稿と関連する限りにおいて、ヴォルシュレーガーによる一九七〇年代以降の状況に関する分析は、基本的に正当であると考えられる。<sup>(24)</sup>

## （二） 地方裁判所

(1) そこで、一九七〇年代半ば以降、民事事件数全体の動きが、長期的にみて、新たな局面にはいったという理解にたつて、次に、地方裁判所に限つて、事件数の動きを詳しく見てみよう。

地裁第一審通常訴訟（人事訴訟を含み、一九六五年以降は手形・小切手訴訟も含む）新受件数の合計を、敗戦直後から追つてみると（図1-2）、一九六三年から増加が始まり、一九六八年に一つのピーク（二二万二五三三件）を迎える。続いて減少局面にはいり、一九七三年に底をうち（八万五三六一件）、一九八二年（二二万四六四一件）が次のピークになる。ここで簡裁の事物管轄が拡大され、地裁の新受件数は一端減少するが、長続きせず、谷も一百万件レベルにとどまり、以後、経済のバブル期において、一一万件から一四万件の間を上下する。バブル経済の頂点

から九〇年代の不況期へ移行する一九九〇年に底を記録すると、以後、平成不況とともに増加局面に入り、一九九四年には、一五万四一三一件と戦後最高を記録している。その後わずかに減少しているものの、依然として一五万件前後でステイしている（一九六六年が一四万九五五八件、一九七七年が一五万二四六一件）。

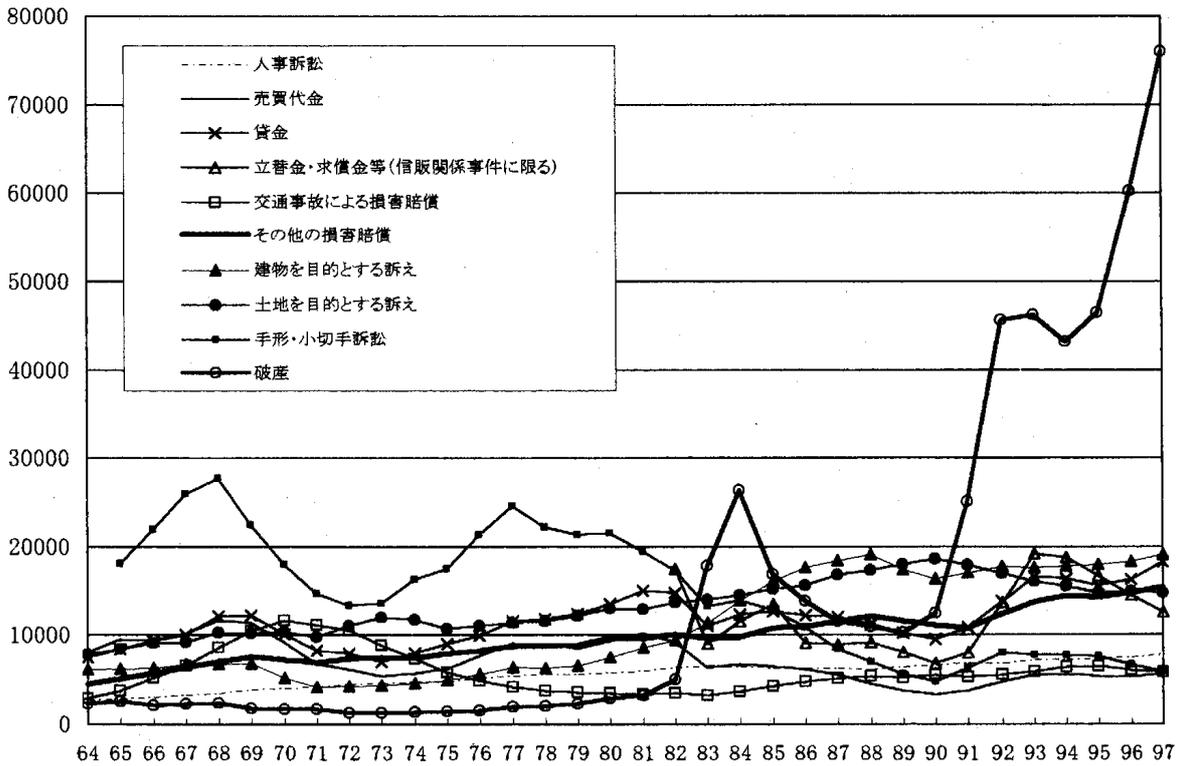
グラフ（〔図1-2〕）が明確に示しているように、地裁第一審通常訴訟新受件数は、戦後一貫して増加の趨勢にある。次に述べるように、この波形は、相当部分を占める金銭を目的とする訴訟件数の波動によって規定されている面が大きく、短期の波動は景気変動に対応している<sup>(25)</sup>。

これに対して、ヴォルシュレーガーが指摘した七〇年代半ば以降の構造変動については、地裁に関しては統計上はあまり明瞭にあらわれてこない。後に述べるように、七〇年代半ばから簡裁通常訴訟新受件数は激増し新局面に入ったが、地裁では、一九七三年に谷があるものの、それ以前と以後の差異はグラフには形としてあらわれていない。これは、一九八二年における簡裁事物管轄の拡大により、従来であれば地裁事件としてカウントされたものが簡裁事件扱いになった効果も一因である。事物管轄の変更があるので、事件数の推移を見るには、簡裁と地裁の合計数をもあわせて見る必要があるゆえんである。そして、地裁の新受件数の水準は、簡裁のそれよりも低いので、簡裁の変化の方が、両者を合わせた民事通常訴訟新受件数の大きな動きを規定しているのである。

以上を前提とした上で、地裁の特徴としては、むしろ、今日に至るまでの戦後一貫した持続的増加が顕著である。そのなかで、高度成長期（一九六三年から六八年の六年間）、高度成長終了から二つの石油危機の時期（一九七三年から八二年までの一〇年間）、バブル経済崩壊から平成不況の時期（一九九〇年以降）の、三つの時期における増加局面が浮かび上がってくる（〔図1-2〕）。

(2) そこで次に、地裁第一審新受件数の種類別の推移をみてみよう。最も顕著な現象は、手形・小切手訴訟件数の長期低落傾向である（〔図4〕）。一九六四年の民事訴訟法改正によって復活した手形・小切手訴訟であるが、当

【図 4】 地裁：第一審通常訴訟新受件数（事件の種類別）と破産事件新受件数

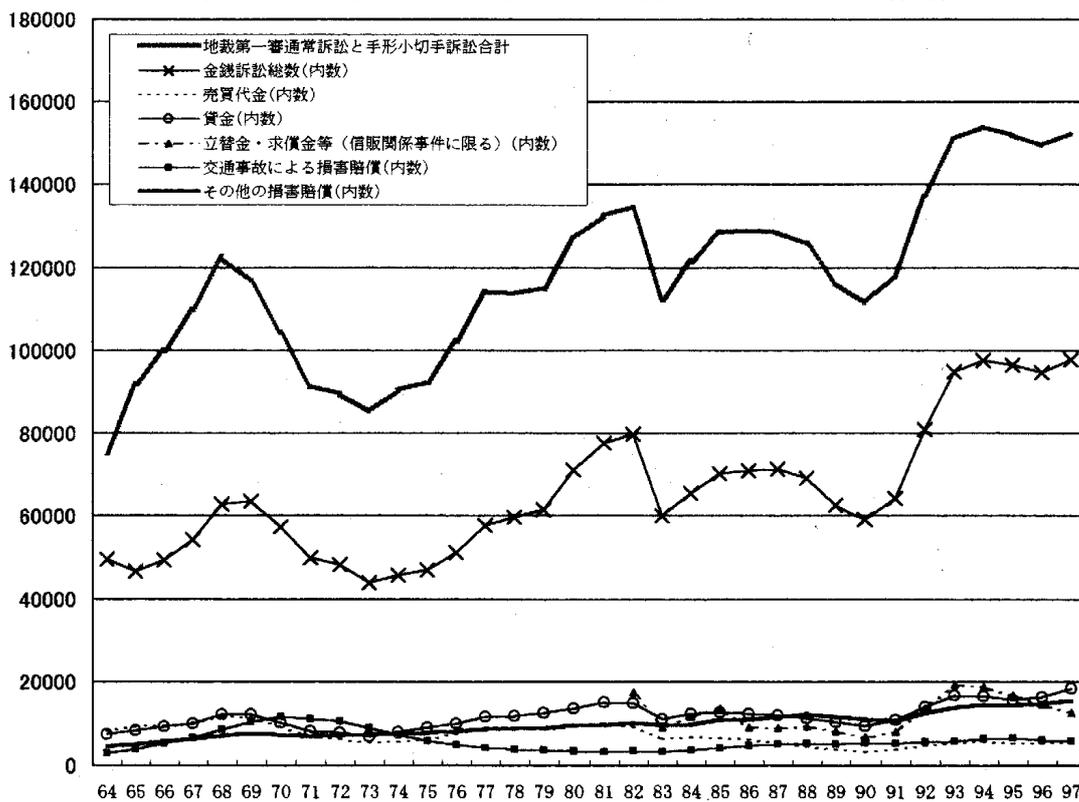


【注】 通常訴訟の主なもの、人事訴訟、手形・小切手訴訟、破産事件の新受件数である。

初、地裁新受件数中の大きな部分を占めていたにもかかわらず、長期的に減少傾向が著しい。当初は、景気の循環に対応して波動を繰り返しており、第一次石油危機直前に谷があり、その後の不況とともに増加する。しかし、一九七七年を頂点に以後減少を続け、一九九〇年には最低の四七五九件となる。その後の不況で七〇〇〇件を回復するが、一九九七年には六〇〇〇件を下回っている（五八七三件）。

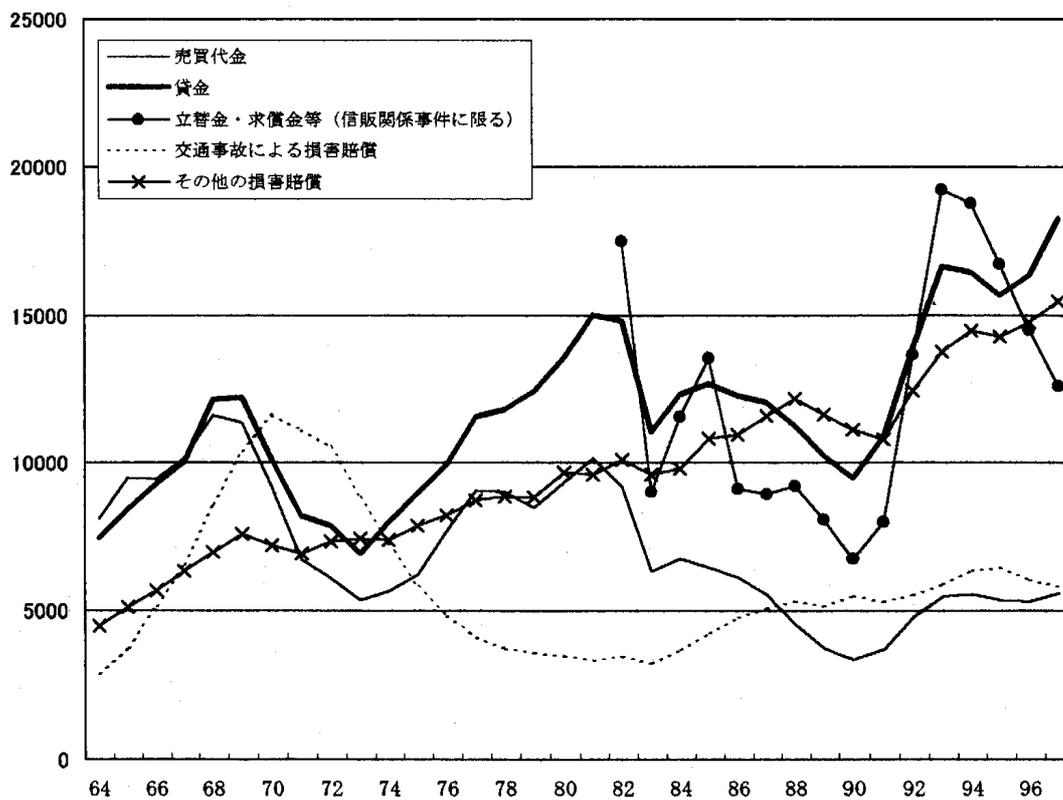
他方、弁護士の日常業務にとって大きな比重を占めるといえる金銭を目的とする訴え（以下金銭訴訟と呼ぶ）、土地を目的とする訴訟（以下土地訴訟）および建物を目的とする訴訟（以下建物訴訟）について見てみると、まず、通常訴訟（人事、手形・小切手を含む）全体の六四％（二九九七年、九万七七一六件）と、最も大きな部分を占める金銭訴訟は、大幅ではないが着実な増加傾向を示している（図5-1）。特に一九九〇年代の増加が顕著である。また、建物訴訟も長期的に見ると着実な増加傾向にあるものの、土地訴訟は、八〇年代までは増加傾向にあったが、九〇年代に減少している（図4、「図6」）。

〔図 5-1〕 地裁：第一審通常訴訟新受件数と、金銭訴訟総数及びその主要類型新受件数



〔注〕「売買代金」、「貸金」、「立替金・求償金等」、「交通事故による損害賠償」、「その他の損害賠償」は、「金銭を目的とする訴え」(金銭訴訟) 合計の主な内数である。

〔図 5-2〕 地裁：第一審、金銭訴訟の主要類型新受件数



なお、知的財産権に関する訴えは、絶対数は非常に小さいが（一九九七年で五六三件）、増加傾向が顕著である。

(3) 最近の地裁第一審通常訴訟新受件数全体において、最も大きい比率を占めている金銭訴訟を見てみよう（〔図5-1〕）。金銭訴訟の構成は、多い順に、貸金、交通事故以外の損害賠償、立替金・求償金等（信販関係事件に限る）、交通事故による損害賠償、売買代金である。以上の分類項目のいずれに属さないものも多い（金銭訴訟全体の三九%〔一九九七年、三万八一六件〕）。

既に述べたように、金銭訴訟全体が地裁第一審通常訴訟新受件数に占める比率の推移は、緩やかな波を描きながら、わずかに上昇傾向にある。この比率の相対的な大きさと、他に匹敵する比率を持つ類型がないために、この金銭を目的とする訴訟数の変動が、地裁の通常訴訟件数全体の変動パターンを規定している（〔図5-1〕）。金銭訴訟全体の絶対数は、一九七〇年代半ば以降やはり増加基調を示し、当初は緩やかであったが、バブル経済期の減少局面を経て、一九九〇年以降急増している。

金銭訴訟の中では、上述の、司法統計上いずれの内訳分類項目にも属さないものが最も高い比率（一九九七年で金銭訴訟全体の約三九%）を占めるが、それに続いて、貸金訴訟（同一九%）、交通事故以外の損害賠償訴訟（同一六%）、立替金・求償金等（信販関係事件に限定、一三%）が並んでいる（〔図5-2〕）。ちなみに、これらは、後に述べる建物訴訟、土地訴訟それぞれと、最近では、ほぼ近い水準の件数（一万三〇〇〇〜一万九〇〇〇件）であり（うち貸金訴訟と建物訴訟は少し多い）、現在の地裁民事通常訴訟の主要類型といえる。

まず、信販関係の立替金・求償金等の訴訟と貸金訴訟は、景気の動向に敏感に反応した波動を描くが、高い水準にある。一九八二年以降分類上独立した立替金・求償金等（信販関係に限定）の訴訟の動きを見ると（〔図5-2〕）、九〇年に底（六七六二件）があり、すぐ急増し、九三年に非常に高い山（二万九二四五件で、八二年以降統計開始以来最高）を記録しているのが特色である。ただし、最近は減少傾向が見られ、貸金訴訟の件数をかなり下回るに至つ

た(一九七七年には一万二六〇〇件まで落ちた)。

貸金訴訟も、一九七〇年代半ばから増加を続け、八三年に一時的に数値上減少しているが(分類項目上、信販関係事件の立替金・求償金等が独立した影響であろう)、その後増加し、特に九〇年以降の不況期に大きく増加し、これも戦後最高の水準に達している(一九七七年には約一万八〇〇〇件)。貸金と立替金・求償金等とを比べると、双方ともほぼ同じ変動パターンを描いているように見えるが、後者の方が上下の幅が大きい(「図5-2」)。

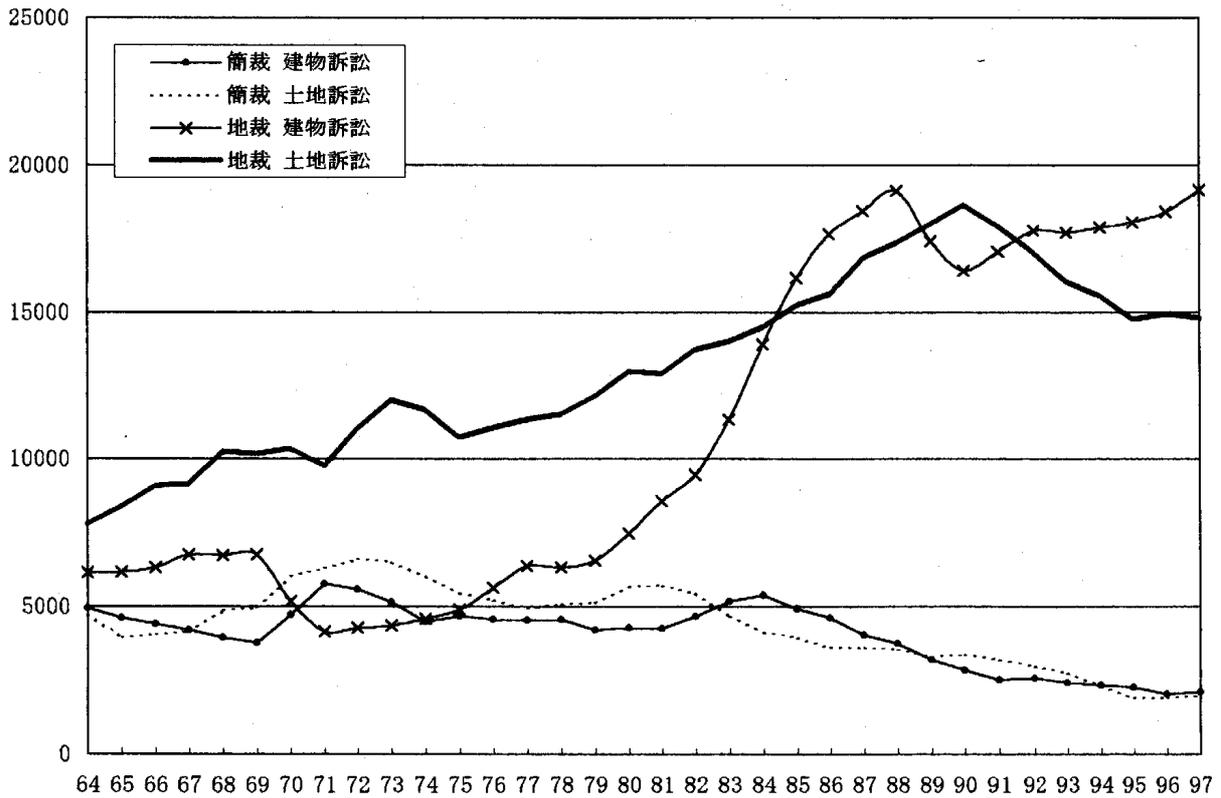
他方、売買代金を目的とする訴訟数は、減少傾向が顕著である。一九六八年にピークを記録してのち、上下の波はあるが(七三年に谷、八一年に山、九〇年に谷)、低落し続けている(「図5-2」<sup>(27)</sup>)。

交通事故以外の損害賠償は、小刻みの上下動を示しつつ一貫して増加していることが明瞭である(「図5-2」)。一九九七年の新受件数は一万五四八〇件であり、これは、土地訴訟、建物訴訟、貸金訴訟の新受件数とほぼ同水準である。消費者信用関係訴訟とは異なって、交通事故以外の損害賠償訴訟は、土地訴訟や建物訴訟と並んで、弁護士にとっては、依頼者層や事件の内容、係争金額の諸点で多様であり、複雑な案件や高額な案件を含み、かつ、特定の弁護士に集中せず、広い範囲の弁護士によって扱われていると想定されるのであり、その件数の多さと安定した増加傾向は注目される。

交通事故による損害賠償は、一九七〇年に一万一六二〇件を記録し頂点に達したものの以後減少したが、一九八三年に三二三五件まで落ち込んだ後、増加に反転、その後、ほぼ一貫して微増を続け、一九九五年には六四四八件となり、一九七四年と七五年の間の水準に回復している(「図5-2」<sup>(28)</sup>)。しかし、一九九六年、九七年は少し減少した(一九七年、五八一七件)。ピーク時の二分の一強の水準である。

(4) 金銭訴訟以外では、地裁第一審通常訴訟新受件数では、土地訴訟と建物訴訟も、金銭訴訟ほどの絶対数水準ではないが、長期的に見ると、着実に増えている(「図6」<sup>(29)</sup>)。ただ、土地訴訟は、戦後ほぼ一貫して直線的に増加

[図 6] 建物訴訟、土地訴訟の新受件数 (簡裁第一審、地裁第一審)



を続けてきたが、一九九〇年(約一万九〇〇〇件)をピークに緩やかに下降傾向にある。建物訴訟が九〇年代にも増加を続けているのに対して、土地訴訟は九〇年代に減少しているのである。これは、バブル崩壊に伴う地価の暴落による不動産関連業界の極度の不振(大型倒産の続発、多数の事実上倒産している企業の存在)と、底値圏が見えないための不動産取引の停滞ないし流動性の喪失、不動産投資への融資の収縮に由来すると考えられるが、一九九七年時点まででは、新受件数の低下は、なおバブル期直前の一九八〇年代半ばの水準(八四年と八五年の中間値)を維持している(約一万五〇〇〇件)。

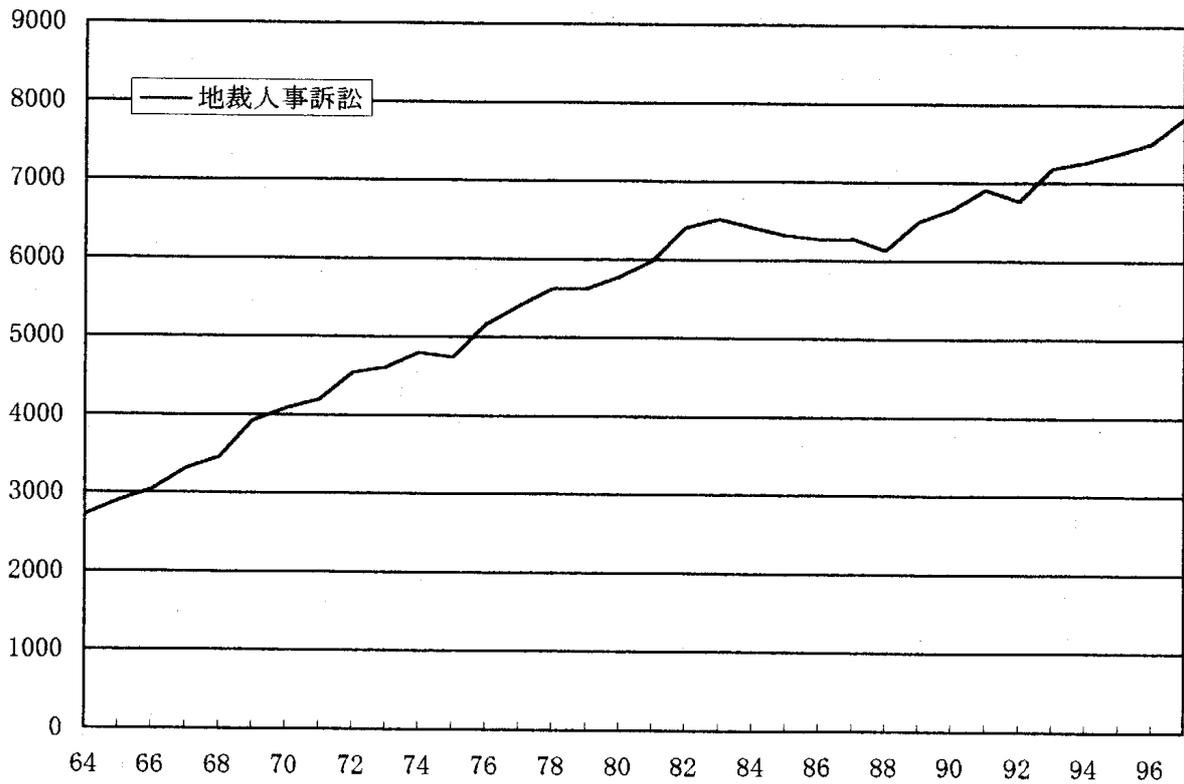
建物訴訟は、一九八〇年代に入ってから急激に増加しており、戦後の推移の中で、新しい段階に入った観がある。土地訴訟件数がこの時期直線的に増加したのに対して、建物訴訟は特に八〇年代前半には、指数関数的ともいえるに増加を示した(図6)。そして、一九八〇年代後半以降、戦後最も高い水準で、上下に振幅の狭い波動を描いてステイしているように見える。一九八八年に頂点(一万九一二六件)に達し、以後、九〇年に一万六

四二六件で底をうち、一九九七年には一万九一六〇件に回復し、戦後最高を記録している。一万件台後半で緩やかな波を描きつつ、わずかに増加傾向を示しているといえよう。

土地訴訟と建物訴訟は、日本の弁護士にとって、金銭債権回収訴訟と並んで中心的な業務であつて、その動向は(31) 弁護士業務の現状と将来を判断する際に注意されるべきである。特に、土地訴訟は、係争金額が相対的に高いので、多くの弁護士の収入を大きく左右すると思われる。一九九〇年代において弁護士の所得が、特に東京において、減少していることを示唆する調査結果があるが、土地訴訟の減少は、地価の大幅な下落とあいまって、統計的に見た場合、弁護士業界全体の粗収入と所得を相対的に減少させている主要な要因であるものと推定される。ただし、経済の停滞には、金銭債権回収や民事執行、倒産処理関係の事件の増加が伴うのであり、土地訴訟の減少だけに着目して、弁護士業務の趨勢を判断することはできない。また、筆者が一九八八年に実施した調査の結果においては、今後の業務領域として、不動産関係訴訟への集中を分散させる志向性が、一定範囲で、示されていたので(33) あり、相当数の弁護士が、経済の動きに規定されながら、それぞれの経営戦略において、経済の動向を先どりしながら、事件処理の工夫をし、リスクの分散と経営の安定化を追求している可能性がある。なお、そもそも、バブル期の弁護士平均所得の急上昇それ自体が、地価の高騰に由来する windfall の部分が大きかったというべきであり、それ自体バブルであつたとも考えられる。

簡裁と地裁を合わせてみれば、既に述べたように、一九七〇年代半ば以降の新局面は消費者信用事件の爆発的増大が主たる寄与要因であるが、その陰にあつて、地裁の土地訴訟、建物訴訟という、単価が大きい事件を含み、弁護士の経営基盤を支えているといえる種類の事件も増加しているのである。(34) 地裁の土地・建物訴訟は、件数の絶対数が、簡裁の消費者信用関連訴訟と比べ相対的に少ないので、統計的に合計件数の動きには現れず、ヴォルシュレーガーも注目していないが、一九七〇年代半ば以降の新局面を構成する要素として重要であると考えられる。

[図 7] 地裁：第一審人事訴訟の新受件数



(5) 知的財産権に関する訴えは、絶対数が少ないが、一九八〇年代以降増加局面に入り、特に九〇年代の高い伸び率が顕著である。一九七七年までは地裁第一審新受件数は、一〇〇〇件台で推移していたが、七八年に二〇〇〇件台(二六七件)、八四年には三〇〇〇件台(三四五件)、九二年に四〇〇〇件台(四〇七件)、九五年には五〇〇〇件台(五二七件)、九六年には五八九件と最高を記録している(九七年は五六三件と少し減った)。知的財産権の経済的価値が高まり、企業活動に占める比重が急速に増大するとともに、訴訟件数が上昇しているのである。

(6) 地裁の人事訴訟新受件数も、緩やかだが安定した増加傾向を示している(「図7」)。一九八三年まで戦後ほぼ一貫して増加してきたが、以後、伸び率を少し下げたものの、緩やかな上下動を描きながら増加を続けている。ただし、人事訴訟新受件数の絶対数は、他の類型と比べると少ない。一九九七年で七八三六件であり、土地訴訟や立替金・求償金等(信販関係に限定)<sup>(35)</sup>の訴訟の二分の一程度である。大部分は離婚訴訟であり、かつ、その人事訴訟全体に占める比率は高まっている(近年では約

八割)。経済動向の直接的な影響は認められず、離婚訴訟の戦後一貫した増加が、人事訴訟新受件数の増加をもたらししている。

(7) 通常訴訟以外では、地裁においては後に述べる簡裁と異なつて、調停新受件数が一貫して極めて低い水準で、かつ低落傾向にあるのに対して(「図1-2」)、破産新受件数の近年の急増が劇的である(「図4」)。

まず、地裁の調停事件新受件数は、簡裁の調停件数や、地裁、簡裁の通常訴訟件数と比較して、戦後一貫して非常に少なく、かつ長期低落傾向にある(「図1-2」)。新受件数は、戦後、一九五六年に九六五三件を記録するまでは増加したが、以後減少を続け、一九八五年には最低の一六二四件となった。以後わずかに増加しているが、二〇〇〇件程度でステイしている(一九九五年は一九二四件、九六年は二一〇五件)。ただし、一九九七年は、二九六五件を記録、新しい増加局面に入った可能性もあるが、まだ確定はできない。

調停は原則として簡裁で扱われ、地裁での調停は、地裁管轄の合意が当事者間である場合や、法令に特別の定めがある場合、および、訴訟提起後、受訴裁判所の職権による処分(調停に付する決定)に基づく場合が、主たる類型である。<sup>(36)</sup>一九九七年の司法統計によると、新受件数中、申立によるものが四七%(一三八四件)、職権によるものが五三%(一、五六四件)である。事件の種類を新受件数について見ると、一九九七年の司法統計によれば、簡裁では、貸金業関係が六〇%を占めているのに対して、地裁では、貸金業事件はわずか六九件(二・三%)にすぎない。なお、地代借賃増減事件は九九件(三・三%)である(簡裁では一・〇%)。弁護士が代理するケースが簡裁の調停と比べて多く、申立人側に弁護士が代理しているのは一九九七年の既済事件ベースで五九%、相手方側で五三%となっている。

次に、破産事件新受件数であるが、一九九〇年代の急激な増加は、地裁全体の事件数動向の中で、群を抜いた動きを示している(「図4」)。

一九八〇年代はじめまでは、二〇〇〇から四〇〇〇件程度の低い水準だったが、一九八二年から急増し、まず、一九八五年に最初のピークを記録した(二万六三八四件、「図4」)。当時は、サラ金・クレジット禍が社会問題化していた時期である。その後バブル経済期に減少し、一万件程度まで落ちていた。しかし、一九八九年に一万〇三一九件で底を打った後、増加に転じ、一九九一年に二万五〇九一件に倍増、さらに、一九九二年には一気に四万五〇〇〇件水準に到達、以後さらに増加が続いている。一九九五年までは、それでも四万件台に踏みとどまっていたが(九五年が四万六四八七件)、一九九六年に六万件を突破、一九九七年には七万六〇三二件を記録した。その大部分は自己破産の申立である。膨大な消費者破産予備軍が控えているといわれている状況で、不況が強まると、たちまち破産申立件数が増加する限界的状況の持続が、ここに見てとれる。一九九八年には自己破産申立件数が一〇万件を突破したと最近報じられている<sup>(37)</sup>。

破産事件数の動きは、一九七〇年代半ば以降の簡裁の貸金訴訟、立替金・求償金等(信販関係)の訴訟、督促事件の各件数の急増とあわせて、日本の地裁と簡裁の新受件数の状況が、全く新しい局面に入ったことを劇的に示している。手形・小切手訴訟件数と破産事件数の一九八〇年代以降の対照的な推移は、経済社会における信用供与の形態と量が、高度成長長期終焉後に、企業と消費者の両局面で対照的な変化を経たことが、訴訟件数のパターンに反映しているものと解釈できる。

(8) 最後に、通常訴訟以外の重要な事件類型として、民事執行事件の動向を、少し詳しく見てみよう。

平成不況の深刻化とともに、民事執行とりわけ不動産執行(不動産に対する強制執行と担保権の実行)の迅速かつ適正な実現が、金融システムの安定化と日本経済の健全化にとって、深い関わりを持つことが広く認識されるに至っている。例えば、一九九八年七月に政府・自由民主党がまとめた「金融再生トータルプラン」においては、「競売手続の迅速化・円滑化」、債権の管理・回収を業として行う「サービサー制度の創設」、「不動産に設定された担保

権や関連する債権についての調停等を行う「臨時不動産関係権利調整委員会（仮称）」の創設」<sup>(38)</sup> 他が提案された。そこでは、銀行による不良債権の処理と担保不動産の流動化を推進するための諸条件の一つとして（もちろん、銀行それ自体に対するコーポレート・ガバナンスの機能不全が、バブル崩壊後一〇年になろうとするにもかかわらず不良債権処理と担保不動産の流動化が進まない根本要因であることはいうまでもなく、それはわが国における経済権力の一角を銀行と大蔵省が占有してきた構造を基礎にしているが、粉飾を半ば常態化させ不良債権額を隠蔽するわが国会計制度と大蔵省の銀行「監督」への「信頼」喪失のもとで、市場規律が多数の邦銀の経営と金融システム自体を一九九七年秋以降危機に直面せしめ、不良債権処理の先送りを不可能にしたことは周知のとおりである<sup>(39)</sup>）、不動産執行制度の有効な機能の枢要性が認識され、行政的なADRの創設を含む改革によって対処する構想が示されたのである<sup>(40)</sup>。

従来、わが国では、迅速で適正な価格による不動産競売が阻害されてきた。法曹もそのような状況の改善には、とり組んでこなかったわけではないが、日本の経済社会にとって必要不可欠のインフラストラクチャーと把握して断固たる方策を講じてきたとは言いがたい。

そこに、暴力による様々な執行妨害が横行してきた。それと相即的に、違法なないし暴力的な執行方法が多用されてきた。地上げ屋、取立屋、回収屋、事件屋、仲介屋、整理屋、占有屋、抗告屋、競売屋等（同一業者が兼ねるケースもある）<sup>(41)</sup> がはびこり、しばしば国家の強制装置に代替する、あるいは対抗する暴力機能を担ってきた。民事介入暴力が暴力団の重要な資金源になっていることは周知の事実である。推計によると暴力団の年間収入総額は一兆三〇一九億円、そのうち、合法収入は約二〇%、非合法収入の内最大は覚醒剤による四五三四億円であるが、民事介入暴力によるものも九五〇億円と推定されている（一九九〇年頃のデータ）。また、民事介入暴力の受理件数と検挙件数は一九八〇年代後半のバブル期に急増している<sup>(42)</sup>。わが国の法システムの間隙をぬって暴力団が経済社会の深部に浸透してしまったのであり、民事介入暴力への一部の弁護士および弁護士会による果敢なとり組みがあった

ものの、やはり、弁護士を含め法曹の責任は、特に制度設計の次元において重大であるといわなければならない。

そもそも、民事執行が迅速、適正、簡易に実行できるならば、こうした暴力の組織的関与はペイしないのである。<sup>(43)</sup> 逆に、民事執行に経済合理性が欠けている以上、地上げ屋等の利用は、合理的な経済主体としては、仮に各自の規範観念に抵触することはあっても、当然の行動である(「合理的選択 rational choice」という側面がある以上、経済合理性からみて、その利用にインセンティブが働かない法機構をもつ日本の経済社会に根をおろした構造的なものである。弁護士数の圧倒的不足と、企業による日常的な司法機構利用の欠如とは、このような構造の一要素であった。こうした状況下で、銀行は、不動産競売手続をあまり利用せず、債務者等との合意のもとで、担保不動産を任意で処分する傾向が強く、またそれが可能な条件があったのである<sup>(44)</sup>が、平成不況の長期化は、不良債権処理と担保不動産の流動化を先送りすることを許さない状況をもたらし、不動産流動化のための制度的工夫とともに、経済合理性を満たす民事執行の整備が喫緊な課題となっているのである。<sup>(45)</sup> 商業用地の地価の形成は、もはや、担保不動産の処分(売却)いかににかかっており、それがマクロ経済の回復を左右しているとされている。<sup>(46)</sup>

迅速かつ適正な価格による不動産競売の実現は、本来、経済社会の円滑な機能にとって重要な条件の一つであった。裁判所を利用せず当事者間の任意の処分によるにせよ、競売の円滑な実現は、それを促進する条件でこそあれ、阻害する条件ではない。これまで、競売手続が回避されたのは、競売手続が経済人にとって利用に耐えないものであったためであつて(そしてまた、競売が機能しなくとも、それなりに回転・成長する条件が存在した経済であった)、それが放置されるなかで、一九九〇年代の深刻な不況のもとで制度不備が致命的な欠陥として露呈しているといえよう。それは、根底に横たわるわが国司法制度の貧困とその本格的な改革の必要性を、政治家や経済人に強く認識させる契機の一つになっているように思われる。<sup>(46 a)</sup>

執行裁判所の扱う民事執行事件は、基本的に、大きく三つの類型に整理されている。<sup>(47)</sup> 第一に、不動産等競売(ま

たは不動産等執行)事件(不動産等に対する強制執行事件と、不動産等を目的とする担保権の実行としての競売事件からなる)、第二に、債権等執行事件(債権およびその他の財産権に対する強制執行事件と、債権およびその他の財産権を目的とする担保権の実行および行使事件からなる)、および、第三に、事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件である。

以上のうち、第一と第二の種類の事件数について、民事執行法が施行された一九八〇年以降の動きを要約すると次のようになる。<sup>(48)</sup>

不動産等競売事件の新受件数は、一九八〇年に約四万件だったものが、一九八六年に最初のピークを迎え、約七万七五〇〇件を記録、以後バブル期に入るとともに減少し一九九〇年に約四万一〇〇〇件で底を打つ。しかし、金銭訴訟や督促と同様、平成不況とともに増加に転じ、一九九七年に約六万六〇〇〇件を記録している。一九八〇年を基準にすると、一九九七年の水準は、一・六五倍であり、次に述べる、債権等執行事件の増加率に比べると、低くなっている。ただし、未済事件数が非常に多く、また、新受件数の多い年の既済率(既済件数の対新受件数比)は九〇%を下まわることも多い。後に述べる通常訴訟のパターンと異なって、新受件数の少ない年は既済事件数が一〇〇%を大幅に上まわるので滞貨が急速に減少するものの、すぐ次の増加の波がやってくるので滞貨は旧に復してしまうのである。<sup>(49)</sup> その結果、一九九七年では未済事件数は一二万件あまりと、新受件数の二倍弱に及んでいる。通常訴訟より状況は深刻である。さらに、平均審理期間(既済事件について)も、一九八三年から一九九〇年の推移を見ると、強制執行、担保権の実行の双方とも、一貫して長期化しており、特に担保権の実行が著しく長期化している。一九九〇年の時点で、不動産等競売全体の平均値が二二・五ヶ月、強制執行が一三・三ヶ月、担保権実行が二七・五ヶ月である。<sup>(50)</sup> とても経済界の利用に耐えうる代物ではない。

なお、不動産等競売事件は、必ずしも東京、大阪等大都市に集中しているわけではなく、地方にもまんべんなく

発生している<sup>(51)</sup>。むしろ、大都市において件数があまりに少ない観があり、潜在的な事件が多数存在することを推測させる。

次に、債権等執行事件の新受件数は、民事執行法施行以来増加を続け、一九八六年に頂点(二二万件あまり)に達したのち、バブル期に減少するが、一九九〇年に底を打ち(九万件あまり)、以後一貫して急増を続け、一九九七年には約一七万件に及んでいる<sup>(52)</sup>。債権等執行の種類を見ると、強制執行が八割、担保権実行が二割(一九九〇年度のデータ)であり、強制執行では金銭債権を目的とするものが約八割、電話加入権を目的とするものが約二割、担保権実行では逆に、電話加入権を目的とするものが九八%に及んでいる<sup>(53)</sup>。既済と未済の状況は、不動産等競売と類似しており、もともと未済事件数の水準は高く、バブル経済の時期に滞貨の減少を見たものの、平成不況期の新受件数の増加とともに、未済件数は増加し、一九九七年現在約一七万件におよび、民事執行法施行以来最高値を記録している<sup>(54)</sup>。債権等執行は不動産等競売と異なつて、比較的少額の消費者信用に関わる執行事件が多いと推測され、近年の消費者信用事件増大現象の一環として位置づけられる。

民事執行の局面においても、裁判所は事件の洪水に直面しつつあるといえよう。

### (三) 簡易裁判所

(1) 次に、簡易裁判所の事件数の動きを、詳しく見てみよう。

既に述べたように、一九七〇年代半ば以降、簡易裁判所の民事第一審通常訴訟(手形・小切手訴訟を含む)の新受件数は爆発的に増加し、一九九〇年代の平成不況のもとで、戦後最高水準に到達している(「図8」、「図1-2」)。督促事件数も、一九七〇年代半ば以降激増している(「図9」、「図3」)。

簡裁の民事第一審通常訴訟新受件数は、敗戦直後を別にすると、一九七〇年代半ばまでの局面では、底が一九六

九年の約五万四〇〇〇件、頂点が一九五八年の約九万五〇〇〇件、次の山が一九七一年の約八万七〇〇〇件で、この比較的狭いゾーンを、上下しながら水平的に推移してきた〔図1-2〕。

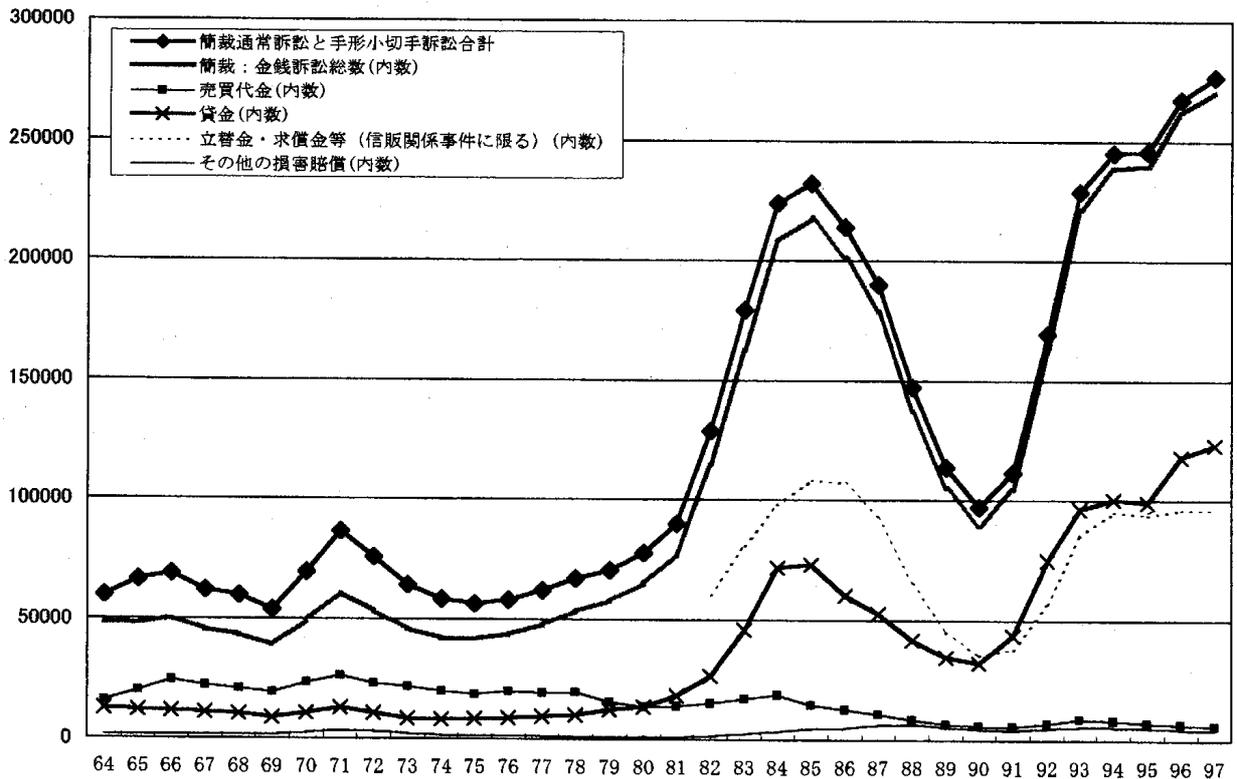
しかし、一九七〇年代半ば以降、訴訟件数は急増し、新たな局面にはいった。そこでは、第一に、新受件数の絶対数水準が大幅に上がった。第二に、頂点と底の振幅が非常に大きくなった。すなわち、一九七五年（約五万七〇〇〇件）から上昇を始め、一九八五年に頂点（約三万二〇〇〇件）を記録して下落、一九九〇年に約九万七〇〇〇件と大幅に落ち込んだところで底をうち、反転後、一九九四年には、ふたたび約二四万五〇〇〇件と、一九八五年の戦後最高水準を超えてしまった〔図1-2〕。一九九七年には二七万六七八四件を記録している。明らかに、一九七〇年代前半までとは局面を異にしている。

(2) 簡裁通常訴訟新受件数合計の九割以上を金銭訴訟が占めているのであり、この近年の急増と激しい動きは、もっぱら金銭訴訟、とりわけ、貸金訴訟および信販関係の立替金・求償金等を目的とする訴訟の件数の動きによってもたらされたものである〔図8〕。興味深いことに、一九八〇年代前半の急増局面では、貸金よりも、信販関係（立替金・求償金）の方が、総数の上昇に、より大きく貢献しているのに対して、一九九〇年代前半の急増局面では、逆に、貸金の方が、より大きく件数の押し上げに貢献している〔図2〕および〔図8〕。

一九八〇年代半ば以降についてみると、貸金と立替金・求償金（信販関係に限定）をあわせた事件が、簡裁第一審通常訴訟新受件数全体に占める比率は八割前後に及んでいる。簡裁は、消費者信用関係の取立訴訟でほぼ占領されているといつて良い。

こうした中で、業者訴訟による占領を防止する工夫（利用回数の上限規定——民訴法三六八条一項）を組み込んだ少額訴訟制度が、一九九八年一月新民事訴訟法施行とともに導入され、本来の制度趣旨たる市民による日常的な紛争の処理機関としての簡裁の機能回復が計られるに至ったのである。少額訴訟の「市民」による利用が進むか、ま

〔図 8〕 簡裁：第一審通常訴訟新受件数と、金銭訴訟総数及びその主要類型新受件数



〔注〕「売買代金」、「貸金」、「立替金・求償金等」、「その他の損害賠償」は、金銭を目的とする訴え（「金銭訴訟」）合計の内数である。「立替金・求償金等」は1982年から統計項目として独立した。

た、「市民」による利用を促進する制度的工夫に、制度設営者や弁護士会、司法書士会、各種相談役機関が積極的に取り組むか否かは、司法改革、とりわけ法律扶助の拡充と並んで、狭い経済社会の視点を超えた「市民」の司法へのアクセス拡充を左右する重要な条件である。

(3) その他の訴訟類型では、まず、建物訴訟と土地訴訟の簡裁新受件数は、絶対数は小さく、一九九七年において、双方とも二〇〇〇件程度の新受件数である。両者は、ほぼ同様のグラフを描いており、波を描きながら全体として緩やかに減少する傾向が明確である（〔図2〕）。また、同様に、絶対数は少ないものの、交通事故を含む損害賠償訴訟の数は、一九八〇年代以降、再び微増に転じている。なお、簡裁の手形・小切手訴訟は、一九七一年（一万一五七二件）にピークに達した後、減少、一九八〇年代前半に少しも直して増加傾向を見せたが一九八四年以降再び減少し、一九九七年には、六六四件にまで落ちている。全体として低落傾向が明白である。

(4) 次に、督促事件の件数を見ると、「〔図9〕」が示すように、一九七〇年代半ばまでは毎年二〇万件前後で安

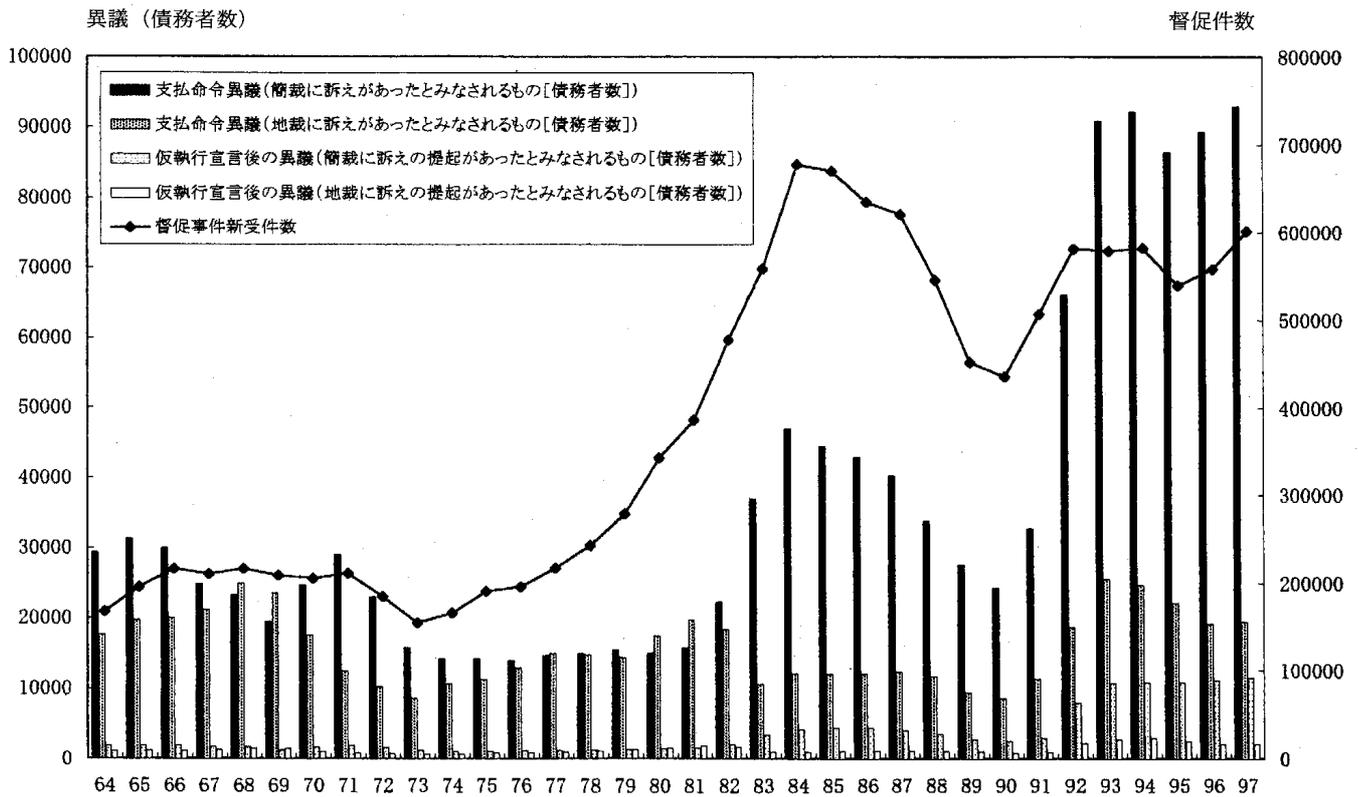
定的に推移していたが、七〇年代半ばから一本調子の上昇に転じ、一九八四年にピークに到達、七〇万件に及ぶ勢いであった。その後減少に転じ、一九九〇年には底を打つが、約四四万件と、一九七〇年代半ばまでの水準の二倍であり、その後再び増加、一九九〇年代は、四〇万件から六〇万件の間という高水準を維持しつつ上下しながら、さらに上昇傾向を示している（一九九七年は六〇万七六八件）。グラフを見れば、明らかに、七〇年代半ば以降は、それ以前と異なるフェイズに入ったと評価されるべきである。督促事件と金銭訴訟件数の推移をあわせてみると、一九七〇年代以降の簡易裁判所の直面した消費者信用事件数の爆発的増加状況が明確になる（図3）。

督促事件に占める立替金・求償金等（信販関係）および貸金の比率は極めて高く（図10）、一九九七年ではあわせて約六七％に及んでいる。

なお、支払命令（旧民事訴訟法）に対する異議申立て件数（但し司法統計は債務者数で計算）、および、仮執行宣言の付された支払命令に対する異議申立て件数（同）についてみると、一九九一年以降、特に、異議申立に基づき簡易裁判所に訴えを提起されたものとみなされるケースが増加している（図9）。債務者が争う傾向が強まっているのである。これは、実務上、支払命令と同時に定型の異議申立用紙が裁判所から送付される扱いが定着したことが、大きな原因とされている<sup>(56)</sup>。制度面での手当が、事件数に影響を与えることを示すよい例である。

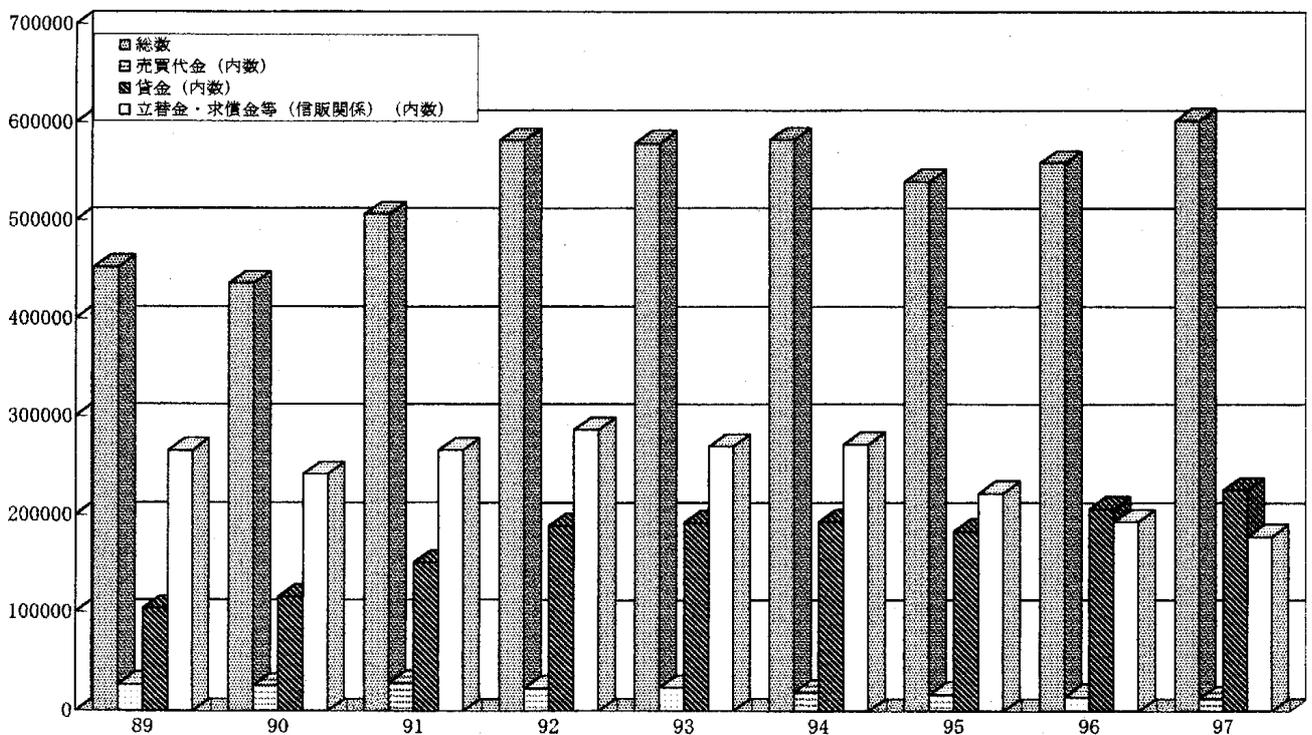
簡裁における被告欠席による請求認容判決は、異議のない支払命令（新民訴では支払督促）と、機能的に等価であると考えられるのであり、両者あわせて、一九七〇年代半ば以降の消費者信用の膨張にともなう金銭債権取立事件数の爆発的増大が簡易裁判所の顕著な特徴となっているのである。それとともに、法制度と運用の実態に関して問題点が既に指摘されている。五十部豊久氏が旧民訴法下の督促手続について、「根本的にかつ深刻な問題をはらんでいる」と力説されたもの<sup>(57)</sup>、新法では、書記官の職分による手続に変更されたことと、東京簡裁と大阪簡裁においてコンピュータを用いた督促手続が導入されたことを別にすると、大きな改革はなされていない<sup>(57a)</sup>。

〔図 9〕 督促事件（新受件数と異議申立債務者数）



〔注〕 支払命令に対する仮執行宣言前の異議申立、仮執行宣言の付された支払命令に対する二週間以内の異議申立は、目的の価額に従い、当該簡裁またはその簡裁の所在地を管轄する地域に訴えが提起されたものとみなされた（旧民事訴訟法442条）。

〔図 10〕 督促事件新受件数（内訳）



〔注〕 「売買代金」、「貸金」、「立替金・求償金等」は内数である。

消費者信用事件に関しては、督促事件や、督促手続の代用として用いられている通常訴訟の実態（特に、原告企業の都合による合意管轄の定めをはじめとして、消費者たる被告の権利保護に欠くところはないか）や、消費者たる被告欠席のまま大量の敗訴判決が生産されている現状について、実態調査を踏まえて、法的正義と効率的な処理体制の確立という双方の観点から研究を進める必要がある<sup>(58)</sup>。債権者側にとつても、現在の法制度は経済合理性を欠いており、総じて、現行諸制度（送達、支払督促、競売、住民基本台帳など）は消費者大量信用社会を想定していない<sup>(58a)</sup>。七〇年代以降急激に膨張したわが国の消費者信用に対応した法的インフラストラクチャーの構築が早急に求められている。

(5) 簡易裁判所の調停新受件数も、通常訴訟ほど劇的ではないが、一九七〇年代後半を境に、新しい局面に入っている（図1-2）。戦後、増加を続け、一九五五年にピーク（六万九千五百八十七件）に達するが、以後緩やかに減少し、一九七四年に底（三万九千七百七十六件）を記録した。しかしながら、以後増加が再び始まり、一九八四年に突出し、約一五万件を記録するが、翌年から急激に減少し、一九八九年には約五万四千〇〇〇件にまで落ち込む。八〇年代前半の簡裁の調停申立の多くは、サラ金紛争の債務者側からの申立によるものとされており、また、一九八五年以降の急激な減少は、一九八三年一月に施行されたサラ金規制法の効果によるものとされている<sup>(59)</sup>。

一九八九年の新受件数は、一九七〇年代半ばの水準まで落ちていたが、以後再び増加に転じ、一九九六年には一九八四年の戦後最高値を突破（二六万二千九百九十四件）、一九九七年には一九九一年の最高記録を更新している（図1-2）。事件の種類を見ると、一九九七年では、貸金業関係が新受総数の約六〇％を占める。また、約九三％は申立によるものであって、職権によるものは七％にとどまる（九七年）。弁護士が代理するケースは、地裁と比べると少なく、申立人側で一一％、相手方側で六・三％にとどまる（一九九七年の既済事件ベース）。但し、弁護士以外の出頭代理人が存在するケースが多くなっている（申立人側で一一％、相手側で四二％）。貸金事件には、債

務履行困難な消費者側から、その返済計画をめぐる協議の場として調停を利用するケースが多く含まれている。

#### （四）小 括

いうまでもなく、以上の新受件数の諸動向は、いずれも、社会的事実としての、紛争数の増減を直接示すものではなく、弁護士と裁判官の数、および、弁護士、裁判官の事件処理のあり方という意味での法曹の人的現状を与件として、また、法制度利用のコストや法的情報提供の現状を前提として、提起された訴訟等の件数の推移である。弁護士数と裁判官数の枠の安定性を前提にすると、社会的事実としての紛争数の増減と、新受件数の動向との関連性は、基本的には、直接的であるというよりは、司法の容量の現状を前提とした間接的なものであるというべきであると考ええる。器を溢れた紛争も、かつて以上に増えている可能性が高い。そのような状況の中で、本人訴訟を含め、事件数の増加が見られるのである。

ところで、こうした民事第一審通常訴訟新受件数の変化は、なによりも裁判官の事件の効率的処理への圧力を増大させていると考えられる。裁判官の数はこの間わずかし増加していないからである。他方で、弁護士の事件処理にはどのような影響を与えているのであろうか。弁護士数は、大幅ではないもののコンスタントに増大している。そこで、次に、司法改革の基礎的条件として、裁判官、弁護士双方に対して、訴訟新受件数の以上のような最近の動きが及ぼす影響について、少し細かく見ることにしたい。

（1）民事司法統計を網羅的に分析し、さらに、独、英の司法統計と比較検討した、林屋礼二『民事訴訟の比較統計的考察』（有斐閣、一九九四年）、同編著『データブック民事訴訟』（有斐閣、一九九三年）以外の主要な先行研究は次のとおりである。まず、この分野の法社会学的研究としては、棚瀬孝雄「弁護士の地域分布と本人訴訟率」（上）（下）『ジュリスト』六三五号（一九七七年）八〇〜九二頁、同六三六号（同）一二〇〜二六頁、同『現代社会と弁護士』（日本評論社、一九八七年）一〜九〇頁「論評として六本佳平『法社会学入門——チュートリアル一八講』

(有斐閣、一九九二年)一六三〜八〇頁」が参照されるべきである。五十部豊久「消費者信用と民事司法」(弘文堂、一九八八年)一〜三二頁、七九〜一〇四頁、一五二〜七二頁、三〇七〜三五頁、五十部豊久「我妻学」少額請求と司法機能に関する調査——新宿・八王子・札幌各簡易裁判所における記録調査——『東京都立大学法学会雑誌』三六巻一号一九〇頁、松浦馨「加藤毅」名古屋簡裁における民事第一審訴訟の実態——少額事件処理の実態調査(1)『ジュリスト』六八六号(一九七九年)一一六〜四二頁、岡垣学「人事訴訟事件処理の実情——最近の事件統計からみた——」(1)〜(3)『ジュリスト』六九六号(一九七九年)一一〇〜八頁、六九七号(同)一一一〜二〇頁、六九八号(同)八九〜一〇四頁「一九七三年から一九七七年の統計を中心に家事調停と人事訴訟の実情を分析」も重要である。近時の和議法の運用に関する和議法研究会報告「和議法はどのように運用されているか」(青山善充「和議実態調査の意義と概要」『NBL』五二九号(一九九三年)六〜一七頁、宮川知法「日比野泰久」和議手続の利用と運用」(上)(下)同五三一号(同)一六〜二三頁、同五三二号四二〜四七頁、林伸太郎「和議手続の進行」(上)(下)同五三三号四六〜五二頁、同五三四号四六〜五一頁、河野正憲「加波眞一」広尾勝彰「川嶋四郎」和議手続における和議債務者および各種権利者」(上)(下)同五三九号(一九九四年)四二〜五二頁、同五四〇号四六〜五二頁、中島弘雅「田邊誠」和議手続の機関」(上)(下)同五四一号三九〜四五頁、同五四二号六一〜五五頁、松下淳一「保全処分の問題点」(上)(下)同五四三号五一〜五五頁、同五四四号五六〜六二頁、佐藤鉄男「町村泰貴」和議条件と履行の確保」(上)(中)(下)同五四五号二二〜三〇頁、同五四六号四三〜四六頁、同五四七号四二〜四八頁)が経験的データに基づく研究として重要である。なお、本稿脱稿直前に、東京大学基礎法学研究会において、六本佳平氏による報告「民事訴訟事件の増加をめぐって」に接した。司法統計に基づいて、近年の民事訴訟件数の激増について、ポールシュレーガーの分析を吟味した上で、増加の主たる寄与成分である金銭事件の動向について、より詳細に経験的データ(簡裁については、新宿、墨田、熊本の各簡裁の裁判記録を平成二年と平成五年について比較分析)に即して検討されたものである。

(2) 林屋氏の依拠する司法統計の出典は、林屋編著『データムック民事訴訟』一七三頁参照。厳密には、戦後も昭和二六年以前は、『司法統計年報』ではなく、最高裁事務総局編『民事裁判統計年報』その他に依拠している。

(3) 例えば、日弁連「二〇一〇年への司法改革」前掲一七八〜八〇頁。単位弁護士会レベルでも、大阪弁護士会が、一九九八年二月の臨時総会決議に基づき、同年三月最高裁に対して、大阪地裁で三八人程度、大阪高裁で二一人程度の早期増員を申し入れたとされている。その際、裁判官の適正手持事件数を本庁普通部で一五〇件、支部で二二〇件、高裁は八〇件として計算している。『法律新聞』平成一〇年三月二七日三頁。東京弁護士会も、同年五月二八日の定時総会で、東京高裁で二八人、東京地裁本庁で七二人、同支部で八人の民事裁判官の緊急増が必要と決議したと報じられている。その際、裁判官の手持事件数として、事件数急増直前の一九九一年を基準に、地裁の単独事件で約一五〇件、高裁の通常事件で約八〇件をめやすとして設定したとされている。『法律新聞』平成一〇年六月五日三頁。単位弁護士会は地方自治体議会に裁判官増員決議を出させる運動を展開しており、まず、堺市議会が、大阪弁護士会の決議に基づいて大阪地裁・高裁の裁判官を最低五九名増員することを最高裁に要望する決議を一九九八年六月二四日に採択した。『法律新聞』平成一〇年七月三日三頁。

(4) 「トピックス 経団連、『司法制度改革についての意見』をとりまとめる」『NBL』六四二号(一九九八年)四頁。

(5) 『NBL』六四四号(一九九八年)六四〜六七頁、六六頁。

- (6) 『法律新聞』平成一〇年六月一九日号七頁（「司法制度改革の主な論点 自民党調査会第一分科会」）。
- (7) 同所。最高裁事務総局が、裁判官増員に対して長期間にわたって一貫して、消極的な姿勢を示してきた背景要因については、十分な研究がなされていないものの、いくつかの簡単な推測がなされている。筆者は、濱野「変動過程にある日本の弁護士（英文）前掲三二二～三三頁註21、22、Ryo Hamano “The Turn toward Law : the Emergence of Corporate Legal Practice in Contemporary Japan” (revised version of a paper “The Development of Corporate Legal Practice and Its Implications,” presented at the International Conference “the Legal Profession in East Asia” held at the Harvard Law School in December 1998, to be published) 及びいくつかの代表的な見解を整理し、私見を述べた。
- (8) 本文で述べたように、林屋編著『データムック民事訴訟』前掲は、戦後、一九九一年までの司法統計を、主として各年の『司法統計年報』に依拠して整理、分析している。本稿では、一九九一年までについては、主として同書および林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲に依拠し、一九九二年以降の司法統計については、各年の『司法統計年報』によって補った。そして、マイクロソフト社の Excel 97 を用いて分析した。戦後の司法統計は、『データムック民事訴訟』においては、基本的に『司法統計年報』に依拠しているため、本稿以下の分析におけるデータも、最終的にはそれに拠っていることになる。『データムック民事訴訟』の参照頁や『司法統計年報』の参照頁を一つ一つ示すのは煩雑にすぎるので、他の典拠がある場合を除き、本稿では、特に出典は示さないことにした。また、グラフの基礎になったデータ・シートも紙幅の制約から省略するが、ファイルは筆者研究室の磁気記憶装置に保存されている。
- (9) 『司法統計年報』において、現在、通常訴訟は、「金銭を目的とする訴え」、「建物を目的とする訴え」、「土地を目的とする訴え」、「知的財産権に関する訴え」、「請求異議の訴え」、「第三者異議の訴え」、「その他の訴え」の七カテゴリーから構成されており、更に地裁の場合、「人事を目的とする訴え」（人事訴訟）を含む場合もある（人事訴訟を除外する場合もある）。
- (10) 手形・小切手訴訟は、一九六四年の民事訴訟法改正により復活した（旧々民法の証書訴訟の一種としての為替訴訟は、一九二六年の旧民法訴訟施行とともに廃止されていた）。『司法統計年報』では、一九六五年から統計に現れる。
- (11) 事物管轄の変更があったので、簡裁と地裁の合計を見る必要がある。また、調停と訴訟は当事者にとってはしばしば、機能的に当該事件処理方法として、ともに選択の対象となるので、調停新受件数も合計して検討する方が適切であると考えられる。
- (12) 貸金事件には、消費者信用以外の債権回収も含まれるが、その多くは消費者信用関係と考えてよいであろう。ただし、正確には、当事者や事件内容にまで踏み込んだ分析によって吟味する必要がある。なお、取引の複雑化も関係し、また厳密に正確な分類作業の困難ゆえに、司法統計の分類は、一応の目安として理解すべき点について、五十部「我妻」少額請求と司法機能に関する調査」前掲二五頁参照。
- (13) 簡裁と地裁の通常訴訟の新受件数の合計は、戦前の水準（区裁判所と地裁の合計）と比較すると（一八九一年以前は除く。一八八〇年代前半に一つのピークがある点に注意。参照 Christian Wollschläger, “Historical Trends of Civil Litigation in Japan, Arizona, Sweden, and Germany : Japanese Legal Culture in the Light of Judicial Statistics,” Harald Baum (ed.), *Japan : Economic Success and Legal System* (Walter de Gruyter, 1997), pp 89-142, 100-1, 131) 一九八〇年代前半に至るまでは戦前の新受件数のピークである昭和六年（一九三一年）の

水準（約二六万件）に到達していない。一九八二年に、この戦前の最高水準を突破している。その後一九九〇年前後に戦前最高水準を一時下まわったが（林屋編『データブック民事訴訟』前掲一九九頁、「表22」、一九九七年現在、簡裁約二八万件（手形・小切手訴訟を含む）、地裁約一五万件（人事訴訟と手形・小切手訴訟を含む）、合計約四三万件に達している。督促件数のピークも昭和六年であり、やはり一九八二年にその水準を超えた（同一七九頁、「表4」）。ただし、戦前と戦後の司法統計を連続して比較するには、戦前の区裁と地裁、戦後の簡裁と地裁を併せる必要があるが、その比較可能性については慎重な吟味が必要になる。そもそも、戦前の統計の信頼度については、必ずしも十分とはいえないようであり、さらに、戦後改革による制度変更をどう考慮するかという問題がある。例えば、人事訴訟の扱いは難問であり（通常訴訟だけの比較であっても）、後に述べるように、家事事件の場合、戦前の調停や人事訴訟の件数と、戦後の家裁審判件数や調停事件数のどれを、戦前戦後の訴訟件数の連続的比較のために、カウントすべきかという問題がある。民事調停と督促の扱いも同様に検討の余地がある。今後の課題としたい。

(14) 五十部『消費者信用と民事司法』前掲、五十部豊久・我妻学「少額請求と司法機能に関する調査」前掲、松浦馨・加藤毅「名古屋簡裁における民事第一審訴訟の実態」(1) 前掲等参照。

(15) 例えば、日弁連「二〇一〇年への司法改革」前掲のA案は、一九八六年から一九九五年の訴訟件数の動向を基礎に、未来予測しているが、予測の基礎としては、もう少しさかのぼって検討する必要があると思われる。

(16) Wollschläger, *op. cit.*, pp. 89-142.

(17) *Ibid.*, p. 133.

(18) ヴォルシュレーガーは、簡裁および地裁の通常訴訟（地裁は人事訴訟を含む）・調停、戦後の家事調停、簡裁の督促手続き件数を合計し、重複カウントを除いた総数を基礎に分析している。後出註24参照。

(19) *Ibid.*, pp. 101-06. ヴォルシュレーガーは、一八八九年から一九九三年までの共通性（戦時期を除く）を本文で要約したようにまとめると同時に、戦前と異なつて、戦後は、新受件数の波の振幅が緩やかになったことを指摘している。そして、他国との比較から、戦前は農村型であり、債権回収が不況期にはきわめて過酷だったために債権回収訴訟が激増したのに対して、戦後は、都市型で、不況期にも債務不履行に対しては回収訴訟をするのではなく、損金処理して別の債務者の獲得にむかう傾向が強く、債権回収訴訟件数が激増する程度は低く、そのため件数の波が緩やかになったと分析している。*Ibid.*, p. 104.

(20) *Ibid.*, p. 133-34.

(21) 七〇年代半ば以降新局面に入った plausible な理由について、ヴォルシュレーガーは、消費者信用関係の少額債権回収訴訟の急増を挙げ、このような経済的原因が想定されるので、川島による進化論的な仮説（法意識と社会構造の変化に由来する訴訟数の上昇）は退けられるとす。 *Ibid.*, p. 107. むしろ、他の先進産業社会と共通した現象であるゆえに、原因も共通である可能性を指摘する。*Ibid.*, p. 133. ドイツやスウェーデン、データのあるアメリカの数州でも、元々日本に比較して訴訟件数は高水準であったが、戦後、とりわけ一九七〇年代半ば以降、さらに急増し新しい局面に入っているのである。*Ibid.*, pp. 115-23. しかしながら、私見によれば、消費者信用関係の金銭債権回収訴訟の増加が

簡裁民事訴訟件数の爆発的増大をもたらした要因であるとしても、それ以外の訴訟類型、交通事故以外の損害賠償訴訟、土地訴訟、建物訴訟等の増加状況とそれをもたらした要因等についても検討する必要がある。また、いうまでもなく、制度のあり方が、訴訟提起をブロックし、他の方法による処理を促進している可能性は高く、それが、社会構造や意識・觀念の変化と共存している可能性がある。とはいえ、信販会社、貸金会社等による債権回収訴訟が、この時期の事件数増大の大きな比重を占めていることは確かであり、それは、経済構造の変容とは直接関連しているものの、一般の人々の意識の変化の帰結ではない。他方で、それ以外の訴訟については、法制度、社会構造、人々の觀念・意識と関連させた分析は十分なされていない。この点を検討すべき論点として示唆する最近の文献として、山本克巳「民事訴訟の現在」岩波講座「現代の法と現代社会と司法システム」(岩波書店、一九九八年)一七〇頁がある。消費者信用関係訴訟を除いた新受事件数の近年の状況を「戦前に比べても低い水準にある」とし、「民事訴訟の使い勝手の悪さ」を、人々の意識の法化にもかかわらず新受事件数があまり増えない原因として示唆している。ただし、同時に、使い勝手の悪い司法制度と物的・人的条件の改革を求め「世論」が高まらない点をどう考えるかという問題が残っていると述べている。一九九〇年代に入って、マスメディアや経済界の、司法改革を求める動きは、一般的に低調であり、とりわけ法務の消費者としての市民の声が聞こえてこないのは、山本氏指摘のとおりである。法曹増員についても、ユーザーとしての市民の声は大きいとはいえず、単純に、市民社会の未成熟、私法の進行、政治的アパシーの蔓延として理解しきれない要素がそこにはある。わが国における「法」と「権利」のたどってきた歴史的伝統の拘束下に依然としてあることは確かである。他方で、訴訟に抵抗感のない人が少なくとも都市部では多くなっていることも確かであるように思われる。筆者は、村山眞維氏、太田勝造氏とともに一九九八年から日弁連法務研究財団の研究として「少額紛争解決システムの研究——アクセス・ポイントを中心としたパイロット・スタディ」を実施し、実態調査を行っているが、少額訴訟も少なくとも東京では、東京簡裁の受付相談の充実や、裁判官、書記官の対応態勢の整備、司法委員の活用といった裁判所側の対応と、マスメディアによる宣伝効果がいま一つ、従来眠っていた事件が掘り起こされている観がある(例えば、敷金返還訴訟等)。いずれにせよ、経験的研究が必要である。なお、関連して、法文化が変化しているか否かという問題意識から、近年の民事訴訟増加現象について検討を試みたものとして、六本「民事訴訟事件の増加をめぐって」(口頭報告)前出に、本稿脱稿直前に接した。

(22) John O. Haley, "The Myth of the Reluctant Litigant," *Journal of Japanese Studies*, Vol. 4, No. 2 (1978), pp. 359-90. <イリーの新説は、John O. Haley, *Authority without Power* (Oxford University Press, 1991) & 明確な姿を現し、最近の「John O Haley, "Relational Contracting: Does Community Count?" Harald Baun (ed.), *Japan: Economic Success and Legal System* (Walker de Gruyter, 1997), pp. 167-83 & *The Spirit of Japanese Law* (The University of Georgia Press, 1998) にも基本的な維持されている。法律家数の少なさを訴訟費用関連の障害要因(貼用印紙代や弁護士報酬に関する規定、法律扶助の極端な貧困)など、日本の法システムのinstitutional incapacityを依然として重視することにも、文化的要因と歴史的要因をも十分にとりあげている。

(23) マーク・ラムザイヤー『法と経済学——日本法の経済分析』(弘文堂、一九九〇年)一五〇—二二頁(ラムザイヤーはヘイリーの所説を「費用説」としたうえで、第三の説として「予測可能性説」を提示し、交通事故の損害賠償紛争に関しては、日本においては判決の結果に対する期待

値の評価が当事者間で等しくなる確率が高いので、訴訟回避傾向が生まれることを、合理的選択仮説——当事者は短期的な富を極大化するという仮説——に基づいて経験的資料によって論証を試みている。筆者はこの論点に関する文化か制度かという二者択一的な関連要因の整理は不適當と考える。また、ラムザイヤールの論証は、単純化しすぎている面があり、より入念な議論が必要と感ぜられる。しかし、それはまた、例えば、訴訟件数が少なくとも、裁判所の外で社会秩序がある程度安定して存在し、かつ、その内容が実定法の準則と合致している範囲が相当に広いという点を正面からとりあげ、それに関する興味深い仮説を提示するなど（私人が法使用しなくとも、またさらに、実定法の内容を知らなくとも、社会規範と実定法規範との差異は最小限になるメカニズムが存在することを「法と経済学」の単純な仮定を基礎に論証を試みている——同書一二七～四一頁）、従来、十分考えられていなかった要素について検討を迫るものである。少なくとも、実証的な（規範的ではなく）「法と経済学」は、それによって全てを説明する（あるいは全てを説明できる）という帝国主義的姿勢をとらない限り、他の方法と同様、有効な一つの方法であろう。

(24) ヴォルシュレーガーによる日本の裁判事件新受件数と西欧諸国のそれとの比較分析は、入念な手続によって行われており、戦前の司法統計の信頼性という前述の根本的問題を別にすれば、マクロ的な司法統計の比較としては信頼度が高いように見える。

ただし、少なくとも、戦後の日本の新受事件数について、家庭裁判所の家事審判をカウントしていない。この点で、戦後の事件数が、少なく計算されているのではないかと思われる。すなわち、戦前戦後を通じて、人事訴訟と調停（戦後は家裁と簡裁、地裁）の新受件数を含めているが、戦後は、家裁設置、家事審判法制定とともに家事審判が導入されたので、ダブルカウントを推計して差し引いた上で、これも戦後の新受件数に参入しないと、一貫性が保てないのではないかと思う。

この点を、より詳しく吟味すると次のようになる。

ヴォルシュレーガーは、簡裁、地裁双方を合わせた民事事件新受件数として、通常訴訟、督促、民事調停、家事調停を合計している。Wolfschläger, *op. cit.*, p. 93. ただし、家事調停は、conciliation in the family courtとされて算入されているが、家事審判は、司法統計とつき合わせて確認してみると、これには含まれていないようである。さらに、彼の論文の本文では保全処分について言及していないが (*ibid.*, p. 93, p. 95, Table 1)、保全処分も含めているように見える箇所もあるが (*ibid.*, pp. 139-42, Table 4, p. 108, Figure 4) も provisional injunction が含まれている。一九九〇年の合計数六・四（人口一〇〇〇人あたり）には、保全処分の数字は含まれていないと考えられる (*ibid.*, p. 95, Table 1) である。total: 6.4であり、これは、ordinary procedure: 1.6; family cases: 0.7; conciliation: 0.5; debt collection: 3.6だけの合計であり、provisional injunction は含まれていない (よびある)。

一九九〇年について司法統計年報によって確認作業をすると次のようになる。なお、日本の人口は一億二二六二万二一六七人（一九九〇年国勢調査による。「92民力」(朝日新聞社、一九九二年) 四五六頁) であり、人口一〇〇人あたりの件数を計算し「」内に示した。

地裁第一審通常訴訟新受件数は、一一万二一三〇件（人事訴訟、手形・小切手訴訟を含む）「〇・九〇」、地裁の調停新受件数は、一八六七件「〇・〇二」。簡裁の第一審通常訴訟新受件数は、九万七三一九件（手形・小切手訴訟を含む）「〇・七九」、簡裁の調停新受件数は五万九二二〇件「〇・四八」、督促新受件数は、四三万五九六七件「三・五三」。なお、高裁の調停新受件数は無視しうるほど少数である（一九九〇年で二〇

件)。家庭裁判所の家事調停新受件数は、八万五〇九九件「〇・六九」、家事審判新受件数は、二万五千〇九件「二・九九」である。地裁と簡裁をあわせると、第一審通常訴訟新受件数は二〇万八千九百九十九件「二・六九」、調停新受件数は、六万九千八百七十七件「〇・五六」である。

他方、ヴォルシュレーガーは、一九九〇年の民事事件新受件数は二〇万四千〇〇〇件、その他を含めて合計(ダブルカウントを除いた補正後の数値)を七十九万二〇〇〇件と計算している。これを、人口一〇〇〇人あたりで、総合計六・四件、通常訴訟新受件数一・六件、家裁件数(family cases)〇・七件、調停〇・五件、督促(debt collection)三・六件としてゐる。Ibid., pp. 142 (Table 4), 138 (Table 3), 95 (Table 1). 以上を人口一〇〇〇人あたり件数で対比させると。

Wollschläger	司法統計年報		
ordinary procedure	1.6	通常訴訟	1.69
family cases	0.7	家裁調停	0.69
conciliation	0.5	地裁、簡裁調停	0.56
debt collection	3.6	督促	3.53
		家事審判	1.99
		(ダブルカウント未控除)	
Total	6.4		

以上から、ダブルカウント(重複計算)を考慮すると、家事審判を別にすれば、司法統計とヴォルシュレーガーの分析における分類項目との照応関係は一応確認できる。

問題は、家事審判である。ヴォルシュレーガーは、戦後の“family cases”に、家事調停のみを含め、家事審判は全くカウントしていないのではないかと考えられる。しかしながら、裁判所利用を示す指標としての意味、および、戦前の統計との整合性という点からみて、家事審判を全くカウントしないのは不適當はなからうか。甲類審判新受件数は、一九四八年ですでに二万八千八百五十五件もある。乙類は、一一七六件である。家事審判のうち乙類審判事項の大部分は家事審判法制定以前は人事訴訟事件とされていたとされ、甲類審判事項のなかでも、禁治産・準禁治産宣告や失踪宣告などは人事訴訟事件とされていたとされている。齊藤秀夫・菊池信男編『注解家事審判法』「改訂」(青林書院、一九九二年)一一九頁。ただし、乙類家事審判事項は調停の対象となりえ、現実には、通常、調停に付しているとされているので、ダブルカウントの問題が生じる(事実上の調停前置)。吉村徳重・牧村市治編『注解人事訴訟手続法』「改訂」(青林書院、一九九三年)一二頁。以上より、甲類審判の件数のなかには加算すべきものがあるといえよう。

敗戦を境に訴訟件数が一段階低い水準にシフトした観があることは、ヘイリーが指摘し、ヴォルシュレーガーも論じている。ヘイリーは、これを、戦間期の司法政策とそれと密接に関連する制度的欠陥により訴訟件数が封じ込められたとする説を提示したのに対して、ヴォルシュレーガーは、明治以来の件数の少なさを全般的に説明する仮説としては、ヘイリー説の妥当性に疑問を投げかけつつ、戦間期から敗戦後にかけての

訴訟水準の低下に関する限りは、一定の付加的寄与要因 (“additional causal effect”) としてヘイリーの説明が成り立ちうることを示唆している。Wollschläger, *op. cit.*, p. 132. この点はさらに検討を要するが、戦中の減少はともかくとして、戦後復興後も戦前の平均的水準に訴訟件数が回復しなかった点については、統計のとり方に由来する見かけの減少分が含まれる可能性がある。例えば、人事訴訟件数は、戦後急激に減少しているが（参照、林屋編『データムック民事訴訟』前掲六一頁「表25-1」）、「人事訴訟」カテゴリーの不連続性に由来する可能性がある。家事審判を吟味の上、加えるべきものを加える必要があるといえよう。また、労働関係民事訴訟の計算も慎重に吟味する必要がある。

訴訟件数の国際比較には、いかなるカテゴリーの事件をカウントするかという難問があり、それは、既に田中英夫氏によるヘイリー論文に対する批判（田中「日本におけるアメリカ法研究・アメリカにおける日本法研究」『比較法研究』四二号（一九八〇年）四六〇〜七一頁、特に六一〜六二頁）において示されており、ヴォルシュレーガー自身も慎重に検討しているところである（例えば、Wollschläger, *op. cit.*, pp. 95-98）。それにもかかわらず、家事審判の問題の上記の簡単な吟味からも明らかのように、一国の中でも制度改革がある場合の時系列的な比較には難問があり、さらに、国際比較の場合には、比較することの意味と、何を比較の対象としてとりあげカウントするかが不可分であるため、よりいっそう根本的な検討を必要としているように思われる。なお、残念ながらヴォルシュレーガー氏は、近年急逝され、彼とこの問題を議論する機会は失われた。

(25) 既に林屋氏が強調しているところである。林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲一四頁、三三頁。

(26) 『司法統計年報』において、訴えの分類は、「事件票」によって行われている（参照、各年度の『司法統計年報 1 民事・行政編』巻末の「民事・行政事件票様式」）。例えば、「建物」を目的とする訴えは「四類型Ⅱ「建物所有権」、「建物明渡し」（引渡しを含む）」、「その他」から構成されている。「土地」を目的とする訴えは「五類型Ⅱ「土地所有権」、「土地登記」、「土地明渡し」（引渡しを含む）」、「土地境界」、「その他」から構成されている。これらの定義は年報からは明確ではなく、実務上、何らかの基準が定義されていると思われるが、他方、事柄の性格上、分類の正確性には限界がある。複数のカテゴリーに分類可能な事件も少なくないと思われる。今後は、司法統計の分類方法について再吟味するとともに（最高裁事務総局への照会と働きかけも必要であろう）、事件記録に基づきより踏み込んだ研究が重要になる。最近の金銭訴訟について、事件記録に基づく研究として、六本「民事訴訟事件の増加をめぐって」（口頭報告）前出参照。

(27) ただし、売買代金を目的とする訴訟の、一九八二年以降の下落は、分類項目上、信販関係の立替金・求償金等が独立したため、従来売買代金訴訟に数えられていたものが、そちらに移った可能性がある。立替金・求償金等には、それまでの貸金訴訟からの流入だけでなく、売買代金訴訟からの流れも含まれるかもしれない。そこで、貸金訴訟と立替金・求償金等を、まず、司法統計上この二つの項目が分離する以前を含め、双方の合計（旧分類で貸金訴訟）の推移をみると、七三年（六九四四件）を底として、増加に転じ、立替金・求償金（信販関係）の分類項目が独立した八二年に、ピークとなり反転するが、すぐに増加する。この八二年の値は、グラフをみると、極端な外れ値であって、分類項目独立に由来する可能性がある。すなわち、立替金・求償金等の訴訟は、八一年以前は、貸金訴訟に分類されていただけでなく、例えば売買代金訴訟にも分類されていたものが含まれている可能性があるのである。実際、売買代金訴訟は、一九八一年をピークに数字を減らしている。

(28) 交通事故訴訟件数の動きを規定する要因の分析のためには、交通事故の件数や内容の変化との関係を調べる必要があるが、交通事故件数と

内容に大きな変化がないと仮定すれば、仮説としてつぎのようなものが考えられる。一九七〇年以降、下降局面にはいった理由は、一九六〇年代に判例が確立し、交通事故損害賠償処理の実体法上のルールが確立し、また手続き面でも、一方で、損害保険会社の示談代行契約が普及し、アジャスターなど示談のシステムが整備され、他方で、交通事故紛争処理センターや日本弁護士連合会の交通事故相談センターが制度化されたため、訴訟で争う件数が減少した。一九八四年から増加に転じた理由は、六〇年代に確定したルールが、訴訟件数の減少とともに、社会変化に対応したルールの進化を相対的に困難にし、現実には適さない処理が、上記の訴訟外のメカニズムにおいてなされる傾向が生まれ、それに対して、当事者が訴訟を提起する傾向が高まったのかもしれない。このような、日本型の紛争管理システムの典型としての交通事故処理システムのもつ問題点は、既に、棚瀬孝雄「弁護士需要の形成——自動車事故賠償を素材として」『法律時報』五三巻二号（一九八一年）二二〇～二二七頁、Takao Tanase, "The Management of Disputes: Automobile Accident Compensation in Japan," *Law and Society Review*, Vol. 24, No. 3 (1990), pp. 651-91、特に679-87、で示唆されていたところである。棚瀬氏は、対決と法的争論・訴訟を回避する行政管理型システムは、構造的な弱点を内在させているとし、争いを抑圧する特質が、過度に攻撃的な当事者（示談屋利用やゴネ得）、あるいは、法的知識と資源を援用できる当事者（多くの場合保険会社）に不当に有利な結果となり、当事者間の不公正を随伴せざるをえないこと、また、法システムへのインプットを制限することが法の進化を妨げ、社会の多様で変化する需要を迅速にくみとる道をふさぎ、結果として法システムを脆弱にすることを指摘している。近時の交通事故訴訟数の下げ止まりとわずかな増加は、当事者の観念、意識レベルの変化に由来する可能性も否定できないし、他の要因も関連しているかもしれないが、いずれにせよ、行政や裁判外紛争処理システムを整備しても、訴訟件数が一貫して減少するわけではないことを示している。

(29) 一九六三年以前については、林屋編『データブック民事訴訟』前掲、表とグラフ「28-1」、[29-1]を参照。

(30) 同書表とグラフ「29-1」も参照。

(31) 参照、六本佳平『法社会学』（有斐閣、一九八六年）三二六～二七頁、濱野 亮「弁護士による企業法務の処理」(三)『NBL』五三三号（一九九三年）三六～三八頁。

(32) 第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部『市民のための司法へ——弁護士改革を含むいくつかの提言』（司法改革推進二弁本部、一九九六年）五〇頁、九二頁。一九九五年の所得に関して日弁連が実施した調査があり、それと、一九八九年の弁護士業務実態調査の結果とを比較して分析している。同書が断っているとおり、一九九五年の数字は必ずしも信頼度が高いものではないようであるが（参照、同書、四五頁、五〇頁）、一般に指摘されている弁護士平均所得の減少傾向を支持しているデータである。ただし、東京や高裁所在地とは異なり、高裁不所在地の平均所得は減少していないように見える点が注目される。

(33) 濱野 亮「弁護士による企業法務の処理」(六)『NBL』五四二号（一九九四年）四三～四七頁。

(34) 消費者信用事件数の急増と土地・建物訴訟の増加との関連性については、今後の課題としたい。

(35) 林屋編『データブック民事訴訟』前掲、表「24」参照。

(36) 石川明・梶村太市編『注解民事調停法』[改訂]（青林書院、一九九三年）一〇三～四頁（管轄）、一一一～一三頁（合意による管轄）、一一

三〇一四頁（特別の定めによる管轄）、三〇四二五頁（受訴裁判所の調停）。

(37) 『日本経済新聞』一九九九年五月二日朝刊一九頁。破産申立予備軍が一五〇万人程度存在するという説もある。

(38) 吉富勝『日本経済の真実——通説を超えて』（東洋経済新報社、一九九八年）一六〇頁（日本の銀行危機をめぐってコーポレート・ガバナンス上問題となっているのは、……メインバンクそのものをモニターするコーポレート・ガバナンスの仕組みが、日本では事実上欠けている事にある）、二九八から九九頁（メインバンクによる借り手企業のモニターを中核とする日本のコーポレート・ガバナンスの体系が「完結」していなかったのではないかとする）参照。なお、このような議論が、一九八〇年代後半から九〇年代初頭にかけて、日本型システム礼賛論が一世を風靡していた頃（「メイン・バンクシステム」の「経済合理性」が論じられていた）、あまり聞かれなかったのは、興味深い現象である。

(39) 継続的関係を容易には切断しえない環境条件（企業内部の従業員の解雇が困難であり、長期的関係にある取引先との関係切断も容易とはいえない）と、株主資本利益率への志向性の低い経営行動とそれを許容する経営環境も（一定の条件では経済合理的であったにせよ）、資産デフレからの脱却が遅れている要因であろう。景気回復と地価の上昇を期待して不良債権処理を先送りする銀行の対応（償却すれども回収せず）は、一九九七年頃までは大蔵省の容認ないし推進していた政策であったといつてよいと思われるが、経済のグローバル化は、そのようなローカルな「合理性」を許さなくなっているというところであろう。

(40) 「金融再生トータルプラン」の第一次・第二次とりまとめは、<http://www.kantei.go.jp/>『日本経済新聞』一九九八年七月三日朝刊七頁（第二次とりまとめ）による。また「金融再生トータルプラン骨子」『エコノミスト』一九九八年七月一四日号二四二五頁参照。その後、「金融再生トータルプラン」のブリッジ・バンク方式が大銀行に適用できないことがわかり、長銀救済問題が迷走するなか、結局、野党案を骨子とする金融再生法や金融機能早期健全化法等が、一九九八年秋の国会で成立した。なお、「権利関係調整委員会」の創設は野党の反対で廃案となった。

(41) 『ザ・債権回収』（別冊宝島44）（宝島社、一九九九年）は興味深い情報を提供している。

(42) 以上、民事介入暴力に関するデータは、暴力団の収入額も含め、最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号（一九九一年）二二頁による。

(43) 森脇純夫「サービサー問題の論点」『紫水』一四号（一九九八年）二頁。

(44) 銀行が従来競売手続を用いない傾向があったこと、および、最近一部の銀行で、任意売却について期限を設け、交渉不成立なら直ちに競売申立をする方針を打ち出している様子について『日本経済新聞』一九九八年七月九日朝刊五頁参照。このような方針の変化は、政府・自民党の「金融再生トータルプラン」における競売手続改善案の決定と関係していると考えられている。同所。なお、従来、銀行が融資に関連した債務不履行に関して、法的な執行手続を一般にはあまり用いなかった理由としては、民事執行制度の不備と暴力・闇の勢力との関わり（任意売却とはいえ地上げ業者が関わることも少なかつたようである）以外にも、経済の成長・拡大の持続、バブル期までの経済の特質、地価の継続的上昇、企業・銀行間取引関係の特質、メインバンク・システムなどの要因が関わっているであろう。これらの要因の検討には、「法と経済学」による分析も、重要な知見を提供すると思われる。

- (45) 参照、グループ21『不良債権の正体』(講談社、一九九八年)七六〇〜九〇頁、特に八〇〇〜八一頁(執行裁判所の人的資源の不足、弁護士能力と絶対数の不足、銀行内部の競売実務担当者の不足を指摘)、岡内幸策『担保不動産流動化ビジネス』(東洋経済新報社、一九九八年)「不良債権処理」担保不動産流動化の諸手法とその障害を法的側面を含め検討」。
- (46) 吉富『日本経済の真実——通説を超えて』前掲二二四頁(銀行が保有する膨大な担保不動産を、不良債権処理と合わせて損切りしない限り地価の底値が見えず、悪循環を断ち切れないうとする)、一四六〜四七頁(整理回収機構への不良債権の売却と、それによる担保不動産の処分を期待する)。
- (46a) 議員立法により、執行妨害の排除と競売手続の円滑化を目的とする民事執行法等の改正が、一九九六年と一九九八年に実現した。参照、深山雅也「民事執行法の一部を改正する法律の解説」『NBL』五九八号(一九九六年)二六〇〜三三頁、後藤 博「小堀 悟」『競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律』「特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法」の概要」『NBL』六五四号(一九九八年)六〇〜二二頁。
- (47) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号(一九九一年)一頁。不動産等競売事件には、船舶、航空機、自動車および建設機械に対する強制執行事件、担保権の実行としての競売が含まれる。
- (48) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号前掲および同七号。
- (49) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』七号一頁「第一回」参照。
- (50) 同書八頁「第九表」。
- (51) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号一九〇〜二〇頁、同二号(一九九三年)三〜四頁。
- (52) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』七号二頁「第二回」参照。
- (53) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号二二頁。
- (54) 最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』七号二頁「第二回」。
- (55) 支払命令に対する仮執行宣言前の異議申立、仮執行宣言の付された支払命令に対する二週間以内の異議申立は、目的の価額に応じて、当該簡裁、またはその簡裁の所在地を管轄する地裁に訴えが提起されたとみなされた(旧民事訴訟法四四二条)。なお、新民事訴訟法では、支払命令は、支払督促とされるときにも、書記官の職分として行われるものとなった(三八二条)。新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂、一九九八年)八三四頁。
- (56) 五十部豊久「債権取立と裁判所の利用——督促手続前置主義の採用の可能性について——」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進』「中巻」(判例タイムズ社、一九九四年)四六二〜七五頁、四六五〜六六、四六九頁、五十部豊久「我妻学」少額請求と司法機能に関する調査」前掲八八頁。
- (57) 五十部「債権取立と裁判所の利用」前掲四六三頁。
- (57a) ただし、訴訟に関しては、新民事訴訟法一七条(裁量移送の要件の緩和)、二〇条(専属的合意管轄の効力の制限)が規定され、業者に

よる訴訟における一般市民たる被告の応訴のための経済的、時間的負担の軽減がはかられている。林 道晴「新法下における簡易裁判所の民事訴訟実務——通常の手続を中心として」『判例時報』一六二三号（一九九八年）二二一～三四頁、二五～二六頁。

(58) 例えば、同論稿の他、五十部『消費者信用と民事司法』前掲、五十部『我妻「少額請求と司法機能に関する調査」前掲参照。また、高橋宏志「消費者信用と判決・調停手続」『民事訴訟雑誌』三三三号（一九八七年）一〇一～一〇四頁も参照。弁護士による興味深い実態報告として今法律事務所『クレジットの虚像と実像——釧路からのレポート』（今法律事務所、一九八四年）参照。

(58a) 債権を回収する側にとっても、現行法制度が著しく経済合理性を欠いている点について、玉木英治「現場レポート 不良債権 クレジット社会の闇」（講談社、一九九九年）八八～一〇三頁参照。同書は、より根本的に、信用情報の一元化、厳格な与信審査、債務不履行者へのカウンスリングの充実が、消費者信用部門においても深刻かつ膨大な不良債権の処理と予防に不可欠であることを力説する。企業信用部門とならんで、消費者信用部門の不良債権問題は、日本の経済社会とその秩序の特質に深く根をおろした病理であると同時に、経済社会の体質改善と、法と秩序の制度改革を促す試金石になっている。

(59) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲二九頁。